コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

目 次

I. 前払式支払手段

| 1. 前払式支払手段総則 | 4 |
|--------------------|----|
| ▼前払式支払手段の定義 | 4 |
| ▼適用除外 | 6 |
| ▼公序良俗違反 | 7 |
| ▼前払式支払手段発行者の届出・登録 | 7 |
| 2. 前払式支払手段発行者の行為規制 | 9 |
| ▼表示義務 | 9 |
| ▼表示義務に代わる情報提供義務 | 10 |
| ▼発行保証金の供託 | 11 |
| ▼発行保証金保全契約 | 12 |
| ▼発行保証金信託契約 | 13 |
| ▼発行保証金の取戻し | 13 |
| ▼前払式支払手段の払戻し | 14 |
| 3. 前払式支払手段発行者の監督 | 17 |
| ▼自家型発行者名簿の縦覧 | 17 |
| ▼変更の届出 | 18 |
| ▼帳簿書類 | 18 |
| ▼報告書 | 18 |

Ⅱ. 資金移動業者

| 1. 資金移動業者総則 | 19 |
|---------------------------|----|
| ▼少額の取引 | 19 |
| ▼資金移動業の範囲 | 20 |
| ▼資金移動業者の業務委託 | 21 |
| ▼外国資金移動業者 | 22 |
| 2. 資金移動業者の登録 | 23 |
| ▼資金移動業者登録申請書の記載事項 | 23 |
| ▼資金移動業者登録申請書の添付書類 | 25 |
| ▼資金移動業者登録の時期 | 26 |
| 3. 資金移動業者の行為規制 | 26 |
| ▼履行保証金の供託 | 26 |
| ▼履行保証金保全契約 | 30 |
| ▼履行保証金信託契約 | 32 |
| ▼金融庁長官の命令に基づく履行保証金の供託 | 32 |
| ▼情報の安全管理措置 | 32 |
| ▼委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置 | 33 |
| ▼銀行等が行う為替取引との誤認防止 | 34 |
| ▼利用者に対する情報の提供 | 34 |
| ▼受取証書の交付 | 36 |
| ▼その他利用者保護を図るための措置 | 36 |
| 4. 資金移動業者の監督 | 36 |
| ▼資金移動業者登録簿の縦覧 | 36 |
| ▼変更の届出 | 37 |
| ▼帳簿書類 | 37 |
| ▼法令違反行為等の届出 | 37 |

Ⅲ. 認定資金決済事業者協会

| ▼認定資金決済事業者協会への加入 | 38 |
|------------------------|----|
| ▼認定資金決済事業者協会認定申請書の添付書類 | 38 |

Ⅳ. 指定紛争解決機関

| ▼資金移動業関連苦情等 | 39 |
|-------------|----|

V. その他

| 1. 資金決済法全般 | 40 |
|--------------------------|----|
| ▼「銀行等」の範囲 | 40 |
| ▼出資法との関係 | 40 |
| ▼法令の周知について | 40 |
| ▼収納代行サービス等 | 40 |
| ▼ポイントサービス | 42 |
| 2. 犯罪収益移転防止法施行規則 | 42 |
| 3. 銀行法施行規則 | 43 |
| 4. 保険業法施行規則 | 44 |
| 5. 労働金庫法施行規則 | 46 |
| 6. 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 | 49 |

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

| 正式名称 | 略称 |
|--|---------------------------|
| 資金決済に関する法律(平成 21 年法律第 59 号) | 法 |
| 資金決済に関する法律施行令 | 令 |
| 前払式支払手段に関する内閣府令 | 前払式支払手段府令 |
| 資金移動業者に関する内閣府令 | 資金移動業者府令 |
| 認定資金決済事業者協会に関する内閣府令 | 協会府令 |
| 資金移動業の紛争解決機関に関する内閣府令 | ADR 府令 |
| 前払式証票の規制等に関する法律(平成元年法律第 92 号) | 前払式証票規制法 |
| 前払式証票の規制等に関する法律施行令 | 前払式証票規制法施行令 |
| 金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号) | 金商法 |
| 長期信用銀行法施行規則 | 長銀規則 |
| 労働金庫法(昭和 28 年法律第 227 号) | 労金法 |
| 労働金庫法施行令 | 労金令 |
| 労働金庫法施行規則 | 労金則 |
| 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和 29 年法律第 195 号) | 出資法 |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年第77号) | 暴力団対策法 |
| 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成 11 年法 律第 136 号) | 組織的犯罪処罰法 |
| 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号) | 犯罪収益移転防止法 |
| 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 | 犯罪収益移転防止法施行規 則 |
| 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成19年法律第133号) | 振り込め詐欺救済法 |
| 事務ガイドライン 第三分冊:金融会社関係 2 預り金関係 | 事務ガイドライン (預り金) |
| 事務ガイドライン 第三分冊:金融会社関係 5 前払式支払手段発 行者関係 | 事務ガイドライン (前払式支 払手段発行者) |
| 事務ガイドライン 第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係 | 事務ガイドライン (資金移動 業者) |

I 前払式支払手段

| 1 前 | | | |
|------|-------------------------|------------------------------|--|
| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 | |
| 1101 | ▼前払式支払手段の定義(法第3条) | TEMAN STORY | |
| | 前払式支払手段のうち、サーバ型前払式支払 | 法では、サーバ型前払式支払手段についても | |
| | 手段にあたる電子マネーは、外形的に収納代行 | 規制対象とするよう、定義規定を設けています | |
| | と区別が困難な場合がある。また、インターネット | (法第3条第1項)。 | |
| | 内でのみ事業活動を行う者の中には、存在や事 | したがって、サーバ型前払式支払手段にあた | |
| 1 | 業内容が分かりにくい事業者もある。法規制逃 | る電子マネーについても、自家型前払式支払手 | |
| | れをする事業者のないよう、法第3条に規定され | 段を発行する者は、未使用残高が届出基準額を | |
| | た定義に基づき、該当する事業者がもれなく登 | 超える場合には届出を、第三者型前払式支払手 | |
| | 録されるよう、政令・府令でその旨明記してほし | 段を発行する者は登録を行う必要があると考え | |
| | ι _° | ます。 | |
| | | ご指摘の「前払式支払手段を活用した資金移 | |
| | 金、保険金などを支払う場合、前払式支払手段 | 動」の内容は明らかではありませんが、給付金、 | |
| 2 | を活用した資金移動によって支払うことは可能 | 保険金などの支払について「為替取引」を行う場 | |
| | か。 | 合には、銀行免許又は資金移動業者の登録を行 | |
| | | う必要があると考えます。 | |
| | パチンコ業において発行・使用されている会員 | 個別事例ごとに実態に即し適切に判断される | |
| | カード(当該店舗の遊技のみに使用ができ、遊技 | べきものと考えますが、記載された要件を踏まえ | |
| | を目的とした入金及び未使用残額の払戻しが可 | ると自家型のサーバ型前払式支払手段に該当 | |
| | 能なもの)は、法の適用外と考えてよいか。な | すると考えられ、基準日未使用残高が届出基準 | |
| | お、カード要件については以下のとおり。 | 額を超える場合には法の適用を受けることにな | |
| | 〔要件〕 | ると考えます。ただし、前払式支払手段に該当す | |
| | 1 会員カード作成者(記名式)が当該店舗のパ | るものであっても、適用除外(法第4条、令第4 | |
| | チンコ・スロット遊技のみに使用(自家発行型)。 | 条)に該当する場合には、法の適用を受けないこ | |
| | 2 会員カードの入金により遊技用の玉・メダル | ととなります。 | |
| 3 | の貸与を受けられ、未使用残額については現金 | また、法においては、前払式支払手段の払戻 | |
| | 精算が可能(精算期限は当日限りのものや、無 | しは原則として禁止されており、法令で定める範 | |
| | 期限のものなど店舗により異なる)。 | 囲内において適切に行っていただく必要がありま | |
| | 3 入金は加算方式。ただし、上限額あり(例:1 | す(法第 20 条第2項)。 | |
| | 万円まで)。 | | |
| | 4 サーバ型前払式支払手段を採用し、カードに | | |
| | は価値情報の記録はなし。 | | |
| | 5 本人認証として暗証番号を使用。 | | |
| | 6 その他の付帯機能(例えばクレジット機能な | | |
| | ど)はなし。 | | |
| | ゲーム事業者の中には、インターネット上のゲ | 個別事例ごとに実態に即し適切に判断される | |
| 4 | ームのポイントを一括して発売し、利用者がアイ | べきものと考えますが、アイテムパックの購入に | |
| | テムなどを購入する都度ポイントが減算されると | よって利用者が利用するサービスの対価の支払 | |

いうサービスをしているが、このようなゲーム事業者は自家型発行者に当たると考えられる。

一方で、インターネット上のアイテムパックを直接購入する場合には、新法では、ゲーム事業者は自家型発行者に当たらないと考えられる。

両者は、利用者がサービスの対価を受けていると考えるかどうかが基準となると思われるがどうか。後者は、複数のアイテムがつまっているアイテムパックを直接購入し、アイテムを使用することになるので、利用者はアイテムパックの購入によってサービスの対価を受け、したがって使用済みと考えられる。このような事例があるので、解釈上、利用者が、サービスの対価を受けていると考えるかどうかを基準とするという点を明確にしてほしい。

を終えているといえる場合には、前払式支払手段には該当しないと考えられます。ただし、アイテムパックの中身のアイテムの使用ごとに付与されたポイントが減算される場合には、前払式支払手段に該当すると考えられますので、ご留意下さい。

なお、事務ガイドライン(前払式支払手段発行者) I -1-1もあわせてご参照下さい。

前払式支払手段の定義概念及び適用除外規 定を柔軟に創設及び解釈して、適切に運用すべ きである。

オンラインゲーム業界は、業界及びその業界に属する企業自体も未だ発展・成長段階にある。前払式支払手段の定義概念及び適用除外規定の柔軟な創設及び解釈により、サービス提供の促進、産業及び業界の健全な発展と、消費者である利用者保護の適切なバランスを図るべ

前払式証票規制法においてはサーバ型前払 式支払手段は規制対象とされていませんでした が、利用者からみた経済的な機能は前払式証票 規制法の前払式証票(紙型・IC型の前払式支払 手段)と異なるところはなく、利用者保護の観点 から、法においては新たに規制対象としたもので す。前払式支払手段の定義概念及び適用除外 規定については、明確な解釈に基づき、適切に 運用していきたいと考えています。

仮想空間内の通貨で換金可能なものについては、サーバ型の前払式支払手段に当たり仮想空間のポイントの発行会社が第三者型発行者としての登録をしなければ日本国内の者を利用者とすることはできないか。

前払式支払手段は、払戻しを原則として禁止しており(法第 20 条第2項)、当初から一般的な換金を予定しているようなものについては、第三者型発行者としての登録はできないと考えられます。

銀行が前払式支払手段を用いた電子マネーを発行した場合に、供託義務はないが何らかの制約はあるか。また、銀行が電子マネーを現金化する場合はそのようなサービスは為替取引との認識でよいか。

銀行が前払式支払手段を発行する場合であっては、当該銀行が法第35条に規定する要件を満たすときは、供託義務は免除され、他の前払式支払手段発行者としての義務(届出義務や登録義務、表示義務、情報の安全管理義務等)は課されることとなります。

これに対し、銀行が換金性の付与された電子マネーを発行して資金移動を行う場合には、銀行の行う為替取引として整理されることとなります。

7

5

きである。

| | ▼適用除外(法第4条、令第4条) | |
|----|--|--|
| 8 | 令第4条で適用除外を定める趣旨は何か。 | 令第4条は、物品販売者や役務提供者側の事務処理上の都合から発行され、購入から利用まで一般的に短期間であるような整理券類似のものであって、前払(与信)的な性格が低いものや、一般的に利用者の与信リスクが小さいと考えられるものなどについて、適用除外とするものです。 |
| 9 | 令第4条第1項の適用除外規定は、現在の案よりも広く設定ないし解釈適用されるべきである。使用場所や使用方法が限定されている種類のものは、「前払式支払手段」の概念には含まれない、あるいは適用除外規定の対象となるということを明確にすべきである。 | 令第4条第1項は、現行の前払式証票規制法施行令第1条の規定を踏襲しており、適用除外とされる範囲については、何ら変更を加えるものではありません。使用場所や使用方法が限定されているものであっても、そのことのみから、直ちに前払式支払手段に該当しないことにはならないと考えられます。 |
| 10 | 令第4条第1項の適用除外規定は、現在の案よりも広く設定ないし解釈適用されるべきある。特に、同項第3号及び第4号における「施設又は場所」という概念には、インターネット上のサービス提供を受ける「場」や「仮想空間」(オンラインゲームでいえば、ゲームに参加できるサービス状況などを含む)も含みうるものとして解釈運用されるべきである。 | 令第4条第1項は、現行の前払式証票規制法施行令第1条の規定を踏襲しており、適用除外とされる範囲については、何ら変更を加えるものではありません。 仮想空間においては令第4条第1項第1号から第3号に規定するような乗車券、乗船券、入場券等は想定することが困難であると考えられ、令第4条第1項第4号括弧書の場合には、適用除外とされないことを明確化したものです。 |
| 11 | 令第4条第1項第4号括弧書の修正又は削除を求める。 仮想空間においても、第1号から第3号に掲げる証票等と同等の利用形態が存在しており、これらの利用形態は同様に適用除外とされるべきである。 | |
| 12 | インターネットサイトの中でも携帯電話から接続する携帯サイトについては、携帯電話事業者や PHS 事業者が提供する課金回収の仕組みが用いられて資金の決済が行われているものが多い。これらは、携帯サイトでの物品の給付及び役務の提供が行われ利用者がそれを了承した月(利用月)の翌月以降に、携帯電話事業者やPHS事業者の回線利用契約で定めるところの回線利用請求と合算されて請求され、支払を行うものとなっておりサイト利用時に前払いとして利用 | 個別事例ごとに実態に即し適切に判断される べきものと考えますが、一般に、携帯サイトでま ず物品の給付や役務の提供が行われ、その後 に当該物品や役務の提供の対価が請求され、支 払が行われる場合は、法第3条第1項の「前払式 支払手段」に該当しないものと考えられます。 |

しても実際の支払手続は完了していない。ゆえ に、利用者からみて前払いではなく後払いとなっ ているため、このような支払手段は前払式支払 手段には該当しないことを政令・内閣府令・ガイ ドライン又はその他の方法で明らかにすることを 求める。 令第4条第2項における「一定の期間」は、「6 具体的な期間を「6月」としているのは、発行保 月」よりも長い期間(1年ないし2年)を設定すべ 証金の供託義務が毎年3月31日と9月30日を 基準日として発生するため、有効期限6月未満 きである。 の前払式支払手段を規制対象とした場合、発行 日によっては供託義務が生じないものがあるとい 13 ったアンバランスが発生すること、現行法下でも 適用除外とする前払式証票の有効期間を「6月」 と定めているところ、運用状況に鑑みても特にこ れを変更すべき理由が見あたらないことから、現 行法の規定を踏襲したものです。 ▼公序良俗違反(法第 10 条) 法第10条第1項第3号に規定する公序良俗に どのような商品・役務が公序良俗に反するか 14 反する商品又は役務の具体例を示してほしい。 否かについては、個別の商品・役務の内容に即 して適切に判断されるべきものと考えます。 法第 10 条第1項第3号の公序良俗違反につ なお、第三者型発行者には加盟店が公序良俗 いて広くとらえたうえで、第三者型発行者が、加 に反する商品・役務を提供することがないように 盟店の取り扱う公序良俗違反の疑いのある物 適切な措置を講じることが義務付けられており、 品・役務にその発行する第三者型前払式支払手 15 当局としても法令に則り厳正かつ適切に対処し 段が利用される状態を放置することのないよう、 てまいります。 各事業者が加盟店審査・管理を十分行うべく、監 視・監督してほしい。政令・府令でその旨明記し てほしい。 ▼前払式支払手段発行者の届出・登録(法第5条、第8条、前払式支払手段府令第9条 ~第 11 条、第 14 条~第 16 条) 前払式支払手段府令別紙様式第1号第4面に 前払式支払手段府令別紙様式第1号の第4面 おいて「前払式支払手段の種類」と規定されてい の「記載上の注意」に従い、金額又は金額以外 るのは、法第3条第1項又は第2項の別を記載 の物品等の数量表示の別、残高減算型又は引 すればよく、それ以上に詳細な記載は内閣府令 換え型の別及び加算型の場合にはその旨を記 等でも求められていないとの理解でよいか。 載していただくことになります。 前払式支払手段府令別紙様式第3号第7面 第三者型発行者登録簿については公衆縦覧 の「前払式支払手段の見本又はその券面及び されることから、登録申請の段階で流通している 裏面の写し」について、「記載上の注意」として、 ものについても把握しておく必要があり、かつ、 17 「発行した前払式支払手段で使用可能なすべて 権利実行の際にも券面を確定する必要性がある のものについて貼付すること」とされているが、過 ことから、発行を停止し、回収のみ行っているも 去に発行し、既に発行を停止し回収のみ行って のも添付する必要があると考えられます。ただ いるものについてまで、すべて貼付する必要はないのではないか。

そこで、「発行している前払式支払手段のすべ てについて貼付すること」としてはどうか。

し、法の施行前に新規発行を停止したものは含まないことを明らかにするため、様式の記載上の注意を修正しました。

前払式支払手段府令別紙様式第3号第3面について、「記載上の注意」として「当該業務を委託 先に行わせる場合には、その委託先の営業所を 記載すること。」とされ、所在地及び電話番号を 記載する様式となっている。

また、同様式第5面では、「記載上の注意」として「前払式支払手段の発行に係る業務(製造、保管、搬送、販売、残高集計、システム管理及び資金決済)の全部又は一部を委託している場合に、前払式支払手段の種類ごとに記載すること。」とされている。

一方、登録申請書は、法第9条第3項の規定により公衆の縦覧に供されることとされている。しかし、例えば、利用者に関する情報や残高データの管理を委託している場合など、情報の安全管理やシステムのセキュリティを維持する観点から、業務委託先とその所在地、委託業務内容を公にすべきではない場合もあるものと考えられる。

したがって、同様式第3面については「委託先の営業所の記載は要しない。」こととしてはどうか。また、同様式第5面については、セキュリティ上の問題が生じうる場合は記載を要しないこととし、公衆縦覧の対象とならない添付書類にて提出するものとしてはどうか。

別紙様式第1号の第3面及び第5面についても、上記と同様の取扱いとしてはどうか。

前払式支払手段府令第 16 条第 10 号の「第三者型発行者と加盟店との間の契約内容を証する書面」とは、一般的に加盟店との間で取り交わす加盟店契約書もしくは加盟店規約のひな形を提出することで足りると解してよいか。

登録申請の添付書類として「加盟店との間の 契約内容を証する書面」とされているが、加盟店 に応じて契約内容も多岐にわたるうえ、手数料 等の営業機密に属する事項も規定されることか 前払式支払手段府令別紙様式第3号第3面については、前払式支払手段の発行の業務上主要な活動が行われる場所を記載すれば足り、「主要な」とは前払式支払手段の販売等、利用者との間で前払式支払手段の発行の業務を行うにあたり重要な業務が行われる場所を指すと考えられます。したがって、利用者に関する情報や残高データの管理を委託している委託先の営業所の名称及び所在地は第3面に記載する必要はないと考えられます。

一方、前払式支払手段発行者が業務を委託している委託先の情報は、監督上重要なものであると考えられます。したがって、第5面については、前払式支払手段の発行に係る業務を委託している場合には、その委託先のすべてを記載する必要があります。

前払式支払手段府令別紙様式第1号の第3面 及び第5面についても同様です。

前払式支払手段発行者には当該情報を公衆 縦覧に供することを踏まえた上で、適切な情報の 安全管理等が求められると考えます。

貴見のとおりと考えます。

20

19

ら、加盟店契約そのものを提出することは困難である。

そこで、主に用いられている加盟店契約のひな 形の提出でよいとの理解でよいか。

| 2. 前 | 2. 前払式支払手段発行者の行為規制 | | |
|------|--------------------------|---------------------------|--|
| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 | |
| | ▼表示義務(法第 13 条第1項、前払式支払 | 手段府令第21条) | |
| | 前払式支払手段府令第5条は、従来から上限 | 貴見のとおりと考えます。 | |
| | 金額の表示で足りるものとされていた加算型の | | |
| 21 | みならず、減算型(加算することはできないもの | | |
| 21 | の、当初の金額を数回に分けて使用することが | | |
| | できるもの)についても、上限金額の表示で足り | | |
| | ると規定していると理解してよいか。 | | |
| | 当業界で発行しているプラスチック製のギフト | 専ら贈答用として購入される前払式支払手段 | |
| | カードは、あらかじめデザインが印刷された複数 | のうちその購入の目的に合わせて支払可能金額 | |
| | 種類のカードを店頭に在庫として保管しておき、 | 等を明示しないこととしているものに係る前払式 | |
| | 顧客の購入時点で、顧客の指定金額を店頭でチ | 支払手段府令第5条及び第 21 条第1項ただし書 | |
| | ャージする、サーバ型前払式支払手段である。 | の理解については、貴見のとおりと考えます。 | |
| | この点、法第 13 条第1項第2号の表示につい | なお、新法に基づく表示義務は、法の施行日以 | |
| | ては、今回公表された前払式支払手段府令第5 | 後発行する前払式支払手段について適用される | |
| 22 | 条及び第 21 条第1項ただし書の規定に基づき、 | こととなりますが(法附則第 10 条)、法の施行の | |
| | 上限金額又は当該上限金額を符号、図画その | 際現に利用者に対し交付されているものについ | |
| | 他の方法で表示することで満たすと理解してよい | ては、法第 13 条第1項の表示義務は課さない旨 | |
| | か。 | の経過措置を設けることとしています(令附則第 | |
| | なお、この場合、カードの在庫が多量にあり、 | 8条)。 | |
| | 上記表示義務を満たすためには相当の負担とな | | |
| | ることから、在庫分について経過措置を設けてほ | | |
| | しい。 | | |
| | 前払式支払手段府令第21条第4項に関して、 | 貴見のとおりと考えます。 | |
| | 以下(1)(2)のいずれの場合も同条同項において | | |
| | 表示をしているものとみなされると解してよいか。 | | |
| | (1) 当初の発行時は支払可能金額がO円でカー | | |
| 23 | ド等を交付しているが、当初の交付時において | | |
| | 表示事項の表示をしている場合における、1回 | | |
| | 目以降、金額が加算されたとき。 | | |
| | (2) 既に発行されている前払式支払手段には表 | | |
| | 示事項の表示をしているが、その後の金額加算 | | |
| | 時において、表示事項に変更があったとき。 | | |

▼表示義務に代わる情報提供義務(法第 13 条第2項、前払式支払手段府令第 22 条)

解釈上、発行(販売)時に前払式支払手段を 交付するとしても、前払式支払手段の利用時に 書面その他の物の提示等を必要としない場合 も、法第 13 条第2項及び前払式支払手段府令 第 22 条による情報提供が認められるか。この場 合、前払式支払手段府令第 22 条が適用されるこ とが分かるように文言を修正してほしい。

法第 13 条第1項の「一体となっている書面その他の物」とは、通常の使用態様によっては容易に分離できない書面その他の物をいうものと考えます。ご指摘のように、利用時に書面その他の物の提示を必要としない場合は、前払式支払手段と当該書面とが容易に分離できないとはいえないため、当該書面は「一体となっている書面その他の物」には該当しないと考えられ、法第13条第2項及び前払式支払手段府令第22条に基づく情報提供が必要となります。

この点については、事務ガイドライン(前払式 支払手段発行者)Ⅱ-2-1-1②(注2)におい て明記していますのでご参照下さい。

法第 13 条第2項に基づく利用者への情報提供の方法として、法第 13 条第1項所定の事項が表示された証票等又は書面その他の物を交付する方法を許容してほしい。

所定事項が記載された書面等を交付することにより、内閣府令案と同等の利用者の保護を図ることが可能であり、電子機器に備えられたファイルによる方法に限定しなければならない理由はないと思われる。

前払式支払手段府令第 22 条第1項各号は、 それぞれ以下の場合を想定していると解してよ いか。

第1号:Eメールで送信する場合

第2号:発行者のホームページに情報を掲載し、 利用者がPC又は携帯電話端末で当該ホームページを閲覧する場合

第3号:発行者が提供するチャージ機に情報提供画面を表示するなどして、チャージ機で表示する場合

法第 13 条第2項は、利用者に対し書面を交付することができない態様の前払式支払手段を想定した規定となっています。

したがって、法第13条第2項に基づく利用者への情報提供の方法としては、電磁的方法による提供を規定していますが、法第13条第2項の情報提供を行いつつ、利用者利便のため、自主的に法第13条第1項の事項を記載した書面を交付することを妨げるものではありません。

貴見のとおりと考えます。

なお、前払式支払手段府令第22条第1項各号のいずれかの方法によって情報提供を行う場合は、同条第2項各号に掲げる技術的基準に適合することが必要となる点にご留意下さい。

携帯電話を媒体とする前払式支払手段については、携帯電話の本体に表示事項を印字することは不可能であることから、現行法の解釈と同様に、当該携帯電話の画面上に法第 13 条第1項の表示事項が表示されれば、「前払式支払手段と一体となっている書面その他の物」に表示されたものと解するとの理解でよいか。

個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えますが、例えば、携帯電話の画面に表示させて前払式支払手段である番号、記号等を通知する場合には、法第13条第2項が適用されると考えられます。

この場合、前払式支払手段府令第22条第1項 各号のいずれかの方法による情報提供を行うこ

27

26

24

| ととなると考えますが、同条第2項各号に掲げる技術的基準に適合することが必要となる点にご留意下さい。 前払式支払手段府令第22条第1項第2号は、いわゆるホームページ上で、書面に記載すべき事項を、利用者がダウンロードできることを可能としている方法(状況)、という理解でよいか。 前払式支払手段府令第22条第1項第3号は「(専ら当該利用者の用に供するものに限る。)」とされているが、法第13条の表示事項は、利用者毎に異なる情報ではない場合が一般的であることから、利用者1人1人に対して専用のファイルを作成するという必要はなく、利用者用のファイルで情報を提供することで差し支えないとの理解でよいか。 前払式支払手段府令第22条第2項第1号は、パソコンの画面上に前払式支払手段の残高などが表示され、それをプリントアウトできれば足りるか。モバイルでのみサービスを提供している場合、モバイルの画面上で残高等を確認することが必要であると考えます。なお、モバイルでサービスを提供している場合には、上記の出力には、当該記録を他の電子機器に送信することその他の方法を用いて出力す |
|---|
| 図意下さい。 前払式支払手段府令第22条第1項第2号は、いわゆるホームページ上で、書面に記載すべき事項を、利用者がダウンロードできることを可能としている方法(状況)、という理解でよいか。 前払式支払手段府令第22条第1項第3号は「(専ら当該利用者の用に供するものに限る。)」とされているが、法第13条の表示事項は、利用者毎に異なる情報ではない場合が一般的であることから、利用者1人1人に対して専用のファイルを作成するという必要はなく、利用者用のファイルで情報を提供することで差し支えないとの理解でよいか。 前払式支払手段府令第22条第2項第1号は、パソコンの画面上に前払式支払手段の残高などが表示され、それをプリントアウトできれば足りるか。モバイルでのみサービスを提供している場合、モバイルの画面上で残高等を確認することができる状態におかれることが必要であると考えます。なお、モバイルでサービスを提供している場合には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| 18 前払式支払手段府令第22条第1項第2号は、いわゆるホームページ上で、書面に記載すべき事項を、利用者がダウンロードできることを可能としている方法(状況)、という理解でよいか。 18 前払式支払手段府令第22条第1項第3号は「(専ら当該利用者の用に供するものに限る。)」とされているが、法第13条の表示事項は、利用者毎に異なる情報ではない場合が一般的であることから、利用者1人1人に対して専用のファイルを作成するという必要はなく、利用者用のファイルを作成するという必要はなく、利用者用のファイルを作成するという必要はなく、利用者用のファイルを作成するという必要はなく、利用者用のファイルを作成することで差し支えないとの理解でよいか。 18 前払式支払手段府令第22条第2項第1号は、パソコンの画面上に前払式支払手段の残高などが表示され、それをプリントアウトできれば足りるか。モバイルでのみサービスを提供している場合、モバイルの画面上で残高等を確認することができる状態におかれることが必要であると考えます。なお、モバイルでサービスを提供している場合には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| 28 |
| 事項を、利用者がダウンロードできることを可能としている方法(状況)、という理解でよいか。 |
| 事項を、利用者がダウンロードできることを可能としている方法(状況)、という理解でよいか。 前払式支払手段府令第 22 条第1項第3号は「(専ら当該利用者の用に供するものに限る。)」とされているが、法第 13 条の表示事項は、利用者毎に異なる情報ではない場合が一般的であることから、利用者1人1人に対して専用のファイルを作成するという必要はなく、利用者用のファイルで情報を提供することで差し支えないとの理解でよいか。 前払式支払手段府令第 22 条第2項第1号は、パソコンの画面上に前払式支払手段の残高などが表示され、それをプリントアウトできれば足りるか。モバイルでのみサービスを提供している場合、モバイルの画面上で残高等を確認することができる状態におかれることが必要であると考えます。なお、モバイルでサービスを提供している場合には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| 前払式支払手段府令第 22 条第1項第3号は「(専ら当該利用者の用に供するものに限る。)」とされているが、法第 13 条の表示事項は、利用者毎に異なる情報ではない場合が一般的であることから、利用者1人1人に対して専用のファイルを作成するという必要はなく、利用者用のファイルで情報を提供することで差し支えないとの理解でよいか。 前払式支払手段府令第 22 条第2項第1号は、パソコンの画面上に前払式支払手段の残高などが表示され、それをプリントアウトできれば足りるか。モバイルでのみサービスを提供している場合、モバイルの画面上で残高等を確認することが必要であると考えます。 30 お払式支払手段の強高などが必要であると考えます。 ができれば足りるか。 なお、モバイルでサービスを提供している場合には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| 「(専ら当該利用者の用に供するものに限る。)」とされているが、法第 13 条の表示事項は、利用者毎に異なる情報ではない場合が一般的であることから、利用者1人1人に対して専用のファイルを作成するという必要はなく、利用者用のファイルで情報を提供することで差し支えないとの理解でよいか。 前払式支払手段府令第22条第2項第1号は、パソコンの画面上に前払式支払手段の残高などが表示され、それをプリントアウトできれば足りるか。モバイルでのみサービスを提供している場合、モバイルの画面上で残高等を確認することができれば足りるか。モバイルの画面上で残高等を確認することが必要であると考えます。なお、モバイルでサービスを提供している場合には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| 29 とされているが、法第 13 条の表示事項は、利用 者毎に異なる情報ではない場合が一般的である ことから、利用者 1人1人に対して専用のファイ ルを作成するという必要はなく、利用者用のファ イルで情報を提供することで差し支えないとの理 解でよいか。 前払式支払手段府令第 22 条第2項第1号は、 パソコンの画面上に前払式支払手段の残高など が表示され、それをプリントアウトできれば足りる か。モバイルでのみサービスを提供している場 合、モバイルの画面上で残高等を確認すること ができれば足りるか。 30 お払式支払手段府令第 22 条第2項第1号の 規定については、パソコン等に備えられたファイ ルに必要な事項が記録され、その記録を出力す ることにより書面を作成することができる状態に おかれることが必要であると考えます。 なお、モバイルでサービスを提供している場合 には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| 29 者毎に異なる情報ではない場合が一般的であることから、利用者1人1人に対して専用のファイルを作成するという必要はなく、利用者用のファイルで情報を提供することで差し支えないとの理解でよいか。 前払式支払手段府令第22条第2項第1号は、パソコンの画面上に前払式支払手段の残高などが表示され、それをプリントアウトできれば足りるか。モバイルでのみサービスを提供している場合、モバイルの画面上で残高等を確認することができる状態におかれることが必要であると考えます。なお、モバイルでサービスを提供している場合には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| 29 ことから、利用者1人1人に対して専用のファイルを作成するという必要はなく、利用者用のファイルで情報を提供することで差し支えないとの理解でよいか。 前払式支払手段府令第22条第2項第1号は、パソコンの画面上に前払式支払手段の残高などが表示され、それをプリントアウトできれば足りるか。モバイルでのみサービスを提供している場合、モバイルの画面上で残高等を確認することができれば足りるか。 30 おかれることが必要であると考えます。なお、モバイルでサービスを提供している場合には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| ことから、利用者1人1人に対して専用のファイルを作成するという必要はなく、利用者用のファイルで情報を提供することで差し支えないとの理解でよいか。 前払式支払手段府令第22条第2項第1号は、パソコンの画面上に前払式支払手段の残高などが表示され、それをプリントアウトできれば足りるか。モバイルでのみサービスを提供している場合、モバイルの画面上で残高等を確認することが必要であると考えます。なお、モバイルでサービスを提供している場合には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| イルで情報を提供することで差し支えないとの理解でよいか。 前払式支払手段府令第22条第2項第1号は、 前払式支払手段府令第22条第2項第1号の |
| 解でよいか。 前払式支払手段府令第22条第2項第1号は、 パソコンの画面上に前払式支払手段の残高など 規定については、パソコン等に備えられたファイが表示され、それをプリントアウトできれば足りる ルに必要な事項が記録され、その記録を出力すか。モバイルでのみサービスを提供している場合、モバイルの画面上で残高等を確認することが必要であると考えます。 なお、モバイルでサービスを提供している場合には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| 前払式支払手段府令第22条第2項第1号は、 パソコンの画面上に前払式支払手段の残高など が表示され、それをプリントアウトできれば足りる か。モバイルでのみサービスを提供している場 合、モバイルの画面上で残高等を確認することがか要であると考えます。 ができれば足りるか。 30 お払式支払手段府令第22条第2項第1号の 規定については、パソコン等に備えられたファイ ルに必要な事項が記録され、その記録を出力す ることにより書面を作成することができる状態に おかれることが必要であると考えます。 なお、モバイルでサービスを提供している場合 には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| パソコンの画面上に前払式支払手段の残高など 規定については、パソコン等に備えられたファイが表示され、それをプリントアウトできれば足りるか。モバイルでのみサービスを提供している場合、モバイルの画面上で残高等を確認することが必要であると考えます。 おかれることが必要であると考えます。 なお、モバイルでサービスを提供している場合には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| が表示され、それをプリントアウトできれば足りるか。モバイルでのみサービスを提供している場合、モバイルの画面上で残高等を確認することが必要であると考えます。 おかれることが必要であると考えます。 なお、モバイルでサービスを提供している場合には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| か。モバイルでのみサービスを提供している場 ることにより書面を作成することができる状態に 合、モバイルの画面上で残高等を確認すること おかれることが必要であると考えます。 なお、モバイルでサービスを提供している場合 には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| 合、モバイルの画面上で残高等を確認すること おかれることが必要であると考えます。 |
| 30 ができれば足りるか。 なお、モバイルでサービスを提供している場合 には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| ができれば足りるか。 なお、モバイルでサービスを提供している場合 には、上記の出力には、当該記録を他の電子機 |
| |
| |
| 一 一 |
| ることを含むことを明記するよう規定を修正しまし |
| t=. |
| 前払式支払手段府令第 22 条第2項第1号に ご指摘を踏まえ、当該記録を他の電子機器に |
| ついて、資金移動業者府令第30条第7項第2号 送信することその他の方法を用いて出力すること |
| と同様に、「記録を出力すること(当該記録を他 を含むことを明記するよう規定を修正しました。 |
| の電子機器に送信することその他の方法を用い |
| 31 て出力することを含む。)による書面を作成する |
| ことができるものであること。」として、かかる方 |
| 法による書面作成も含まれることを明確にしてほ |
| Livo |
| ▼発行保証金の供託(法第 14 条、令第6条、前払式支払手段府令第 24 条) |
| 前払式支払手段発行者として規定される自家 供託基準額については、現行の前払式証票規 |
| 型発行者の届出基準額(法第 14 条・令第6条) 制法施行令において 1000 万円とされているとこ |
| 32 1000万円については、従来の700万円より厳しく ろ、今回特段これを引き上げるべき又は引き下 |
| , , , , , , , , , , , , , , , , , , , |
| すべきである。 げるべき事由が認められないことから、現行の基 |
| すべきである。 |

なく、それよりも高い額を設定すべきである。また、運用レベルでは純粋な金額(未使用残高)だけではなく、様々な指標(たとえば、資本金額、売上額などの事業規模、あるいは総未使用残高を利用者総数で除した数額である、利用者一名あたりの残高など)を用いて、複合的・総合的な基準により、利用者保護とサービス提供の促進との調和のとれた合理的な範囲の者に供託義務を課すような規定とすることが必要である。

具体的には令第6条において「基準日未使用 残高」として「政令で定める額」は 5000 万円とす べきであり、その他にも、「基準額」を超えるか否 かの判断基準には、少なくとも、「基準日時点で の利用者一名あたりの残高(基準日時点での総 未使用残高を利用者総数で除した額)が、金6万 円を超えること」という要件が加重されるべきで ある。 現行の700万円から1000万円に引き上げていますが、これまで700万円超1000万円以下の発行者については、報告義務等のみが課され、中心的な義務である供託義務は課されないという状況にあり、監督上の意義が薄かったことから、届出基準額及び供託基準額を一本化したものです。

なお、法においては、自家型発行者について 立入検査、業務改善命令や業務停止命令等を 追加しており、発行の業務の健全かつ適切な運 営を確保するために必要があると認める場合や 利用者の利益を害する事実があると認める場合 には、これらの措置により適切に対処することと なると考えます。

対価を支払うポイントサービスは、第三者型発行者としての登録が必要になると考えられるが、同一会社が、AポイントサービスとBポイントサービスを行っている場合において、Aポイントサービスは金銭を支払って購入できるが、Bポイントサービスは、Aポイントサービスを対価として購入することができる場合、AポイントサービスとBポイントサービスの両方の基準日未使用残高について、発行保証金の供託が必要となるのか。AポイントサービスとBポイントサービスとBポイントサービスは実質的に同一のポイントサービスであるから、Aポイントサービスの基準日未使用残高についてのみ発行保証金の供託をすればよいと考えられないか。

対価を得て発行するポイントについては、前払 式支払手段に該当し、発行保証金の供託が必要 となります。ご指摘の場合については、まず、Aポイントは金銭を対価として発行しているといえま すので、前払式支払手段に該当し、また、Aポイントという前払式支払手段を対価としてBポイントを発行する場合、Bポイントも対価を得て発行しているといえますので、前払式支払手段に該当します。発行者としては、Aポイント及びBポイントを合わせて基準日未使用残高を算出し、法令に従って資産保全する必要があると考えます。

▼ 発行保証金保全契約(法第 15 条、令第7条・第8条、前払式支払手段府令第 30 条 ~第 33 条)

法が求める供託義務(法第 14 条第1項)は、 事業者にとって重い負担となります。令第7条に おいて、供託に代わる「発行保証金保全契約」に つき、その利用促進、利用コストを軽減する措置 制度を積極的に設けるべきである。また、そのよ うな利用促進を金融機関に奨励・勧告する制度 などが必要である。

現行法下においても様々な規模の事業者が存在している中、供託及び銀行等による保証により 資産保全を実施しており、特段の奨励制度を設けてはいません。法では、従来の資産保全方法 に加え、信託による資産保全も認めており、より 柔軟な制度設計となっています。

35

| | ▼ 発行保証金信託契約(法第 16 条、前払 | 式支払手段府令第34条~第38条) |
|----|------------------------|------------------------|
| | 法第 16 条の承認を受けた発行保証金信託契 | 貴見のとおりと考えます。 |
| 36 | 約において、追加信託を行う場合には、追加信 | |
| 30 | 託の都度承認を得る必要はないと理解してよい | |
| | か。 | |
| | 発行保証金信託契約又は履行保証金信託契 | ご指摘の点を踏まえ、信託財産の運用方法と |
| | 約に基づき信託される信託財産の運用方法とし | して認める「コール資金の貸付け」を「銀行等に |
| | て、「コール資金の貸付け」が認められている | 対するもの」に限定しないよう規定を修正しまし |
| | が、その放出先が「銀行等」に限定されている。 | <i>t</i> =。 |
| | 一般的にコール資金の取り手には短資会社や | |
| | 証券金融会社が含まれており、また、実務的に | |
| 37 | 余資については、他の信託の信託財産と合同で | |
| 3/ | 運用されることから、発行保証金信託契約及び | |
| | 履行保証金信託契約の信託財産のみ「銀行等」 | |
| | に限ってコール運用を行うとすることは困難であ | |
| | る 。 | |
| | よって、顧客分別金信託や顧客区分管理信託 | |
| | と同様、「銀行等に対するもの」に限定しない取 | |
| | 扱いとしてほしい。 | |
| | 発行保証金信託及び履行保証金信託の内容 | 貴見のとおりと考えます。 |
| | として、信託報酬や受益者代理人報酬等の一切 | |
| | の費用は信託財産の元本から収受できない旨 | |
| | 規定されているが、収益部分からの収受は可能 | |
| | と考えてもよいか。 | |
| | また、一般の信託において信託財産から引き | |
| 38 | 落とされる費用、例えば売買手数料やコール媒 | |
| | 介手数料、また外国資産への投資を行う際のカ | |
| | ストディアンフィー等のように証券会社に支払わ | |
| | れるもの等、受託者又は受益者代理人が収受す | |
| | る報酬等ではないものは信託財産の元本から収 | |
| | 受できないこととされる費用に当たらないとの理 | |
| | 解でよいか。 | |
| | ▼ 発行保証金の取戻し(令第9条、前払式 | 支払手段府令第 40 条) |
| | 今回の改正では、前払式支払手段を廃止した | ご指摘を踏まえ、払戻しの手続によって除斥さ |
| | 場合、一定の期間告知しつつ返金に応ずるとい | れた前払式支払手段の未使用残高も基準日未 |
| | う手続を踏めば、未使用残高の計算においても | 使用残高等から控除されることを明確にするよ |
| 39 | 債務の履行が完了したものとして発行事業から | う、規定を修正しました(前払式支払手段府令第 |
| | の退出を容易にすることが一つの趣旨であった | 4条第2号等参照)。 |
| | | |

と考えられるが、この趣旨を実現するため、令第

9条第2項が定められたものと理解している。

令第9条第2項第1号及び第2号の未使用残高の計算にあたって、当該払戻しの手続によって除斥された前払式支払手段の当該基準日における未使用残高は、要供託額の計算上控除されるべきと思われるが、条文上そのことが明確にされるべきである。

▼前払式支払手段の払戻し(法第20条、前払式支払手段府令第41条・第42条)

40

41

法第 20 条第1項第3号(払戻し義務)に「内閣府令で定める場合」と規定されているが、今回の前払式支払手段府令では規定されなかったのか。

ご指摘のとおりです。

前払式支払手段府令第 41 条第2項による日 刊新聞紙による公告は、前払式支払手段の流通 範囲等に関係なく、一律に義務づけられている のか。

仮に一律に義務づけられているとすると、日刊 新聞紙による公告は手続が手間で費用が大きい ため、廃止の手続を行わずに、払戻しは加盟店 での貼り紙告知だけを行い、その後は当該事業 を放置しておいて、供託金は返還を諦めた方が 楽だし得だとの安易な対応を零細な前払式支払 手段発行者に選択させてしまう可能性があると 考える。ひいては、おざなりな払戻し告知によっ て、前払式支払手段の保有者の利益を損なう結 果にもなりかねない。例えば、複数県をまたぐよ うな大規模な前払式支払手段であれば日刊新聞 紙で、県内で収まるような中規模な業態であれ ば地域限定の代替媒体物(例えば、新聞ちらし) に加えて官報公告で、特定の地区や施設限定で あれば、加盟店での張り紙と官報公告で、といっ た「経済合理性」のある柔軟な対応指針を検討し てほしい。

払戻手続を行う際の公告としては、払戻手続を行うことによる利用者に対する影響(除斥など)が大きく、利用者に広く周知する必要があることから、払戻手続を行う事業者の規模にかかわらず、日刊新聞紙により公告するとともに、同項各号に掲げる事項をすべての営業所又は事務所及び加盟店に掲示するための措置を講じなければならないとしています(前払式支払手段府令第41条第2項)。

なお、新聞公告については、前払式支払手段 の使用可能な地域の全域をカバーできる場合に は、全国紙ではなく地方紙による公告も認められ ると考えられます。

42

返品を行なう場合の金額は、プレミア分を含んだ額となると読める。例えば、販売店で 1000 円のプリペイドカード(プレミア含み 1100 円)を買い間違えた場合(※)には、返品として受け付けざるを得ないが、法では、1100 円を返金することになる。このようなケースは、プレミア分があるからこそ買ったのだから、プレミア分を含めて返すという法第 20 条第2項の趣旨に反すると思われ

事業廃止の場合に義務づけられる法第 20 条 第1項の払戻手続においては、プレミア付の前払 式支払手段を発行している場合には、発行者が 利用者に対して負っている債務の額はプレミア分 を加えた額である以上、プレミア分を含めて払い 戻すこととなると考えられます。

これに対し、その払戻金額の総額が法令で定める範囲内であるなど、法第20条第2項の規定

| | る。このようなケースが法第 20 条2項の適用範 | に基づき発行者が利用者に対して任意に払戻し |
|----|---------------------------|---------------------------|
| | 囲に含まれないことを規定してほしい。 | を行う場合においては、発行者と利用者との間 |
| | (※)利用者の買い間違いの場合には、錯誤に | の合意等によって払戻金額を決めていただくこと |
| | よる取引ということで売買自体成立していないの | は可能と考えられます。 |
| | で原状回復すれば足りる(本事例では 1000 円の | なお、利用者の錯誤等によって前払式支払手 |
| | み返金)とも考えられる。ただ、カードの認識に誤 | 段の購入自体が無効であった場合等には、そも |
| | りはなかったが、自分の使いたいゲームでは使 | そも払戻しの問題とならない場合もありうるところ |
| | えないカードだった、国際電話カードを購入した | であり、ご指摘の事例が、払戻しと整理されるの |
| | が、かけようと思っていた国は、当該カードでは | か否かについては、個別具体的な事案に応じて |
| | 接続サービスをしていなかった等、売買自体が | 判断されるものと考えています。 |
| | 成立している場合も考えられる。 | |
| | 法第20条第2項にいう原則払戻し禁止の例外 | 法第 20 条第2項は、民法第 90 条に規定する |
| 43 | 事項として、「公序良俗違反」の物品・役務に対 | 公の秩序又は善良の風俗に反することを理由と |
| 40 | する決済について払戻しを妨げない旨、政令・府 | して商品・役務の提供が無効となった場合の払 |
| | 令で明確にしてほしい。 | 戻しを妨げるものではありません。 |
| | 第三者発行型の前払式支払手段であっても、 | ご指摘のようなものを発行して資金移動を行う |
| | 法第 20 条第2項に定める払戻金額を超えて払 | 場合には、銀行免許又は資金移動業者登録が |
| | 戻しを認める場合は、第三者型発行者としての | 必要となると考えます。一方、前払式支払手段 |
| | 登録(法第7条)ではなく、資金移動業者としての | は、原則として払戻しが禁止されており(法第 20 |
| 44 | 登録(法第 37 条)が必要という理解でよいか。こ | 条第2項)、ご指摘のように、法第 20 条第2項に |
| | の場合、資金移動業者としての登録をすれば、 | 定める払戻金額を超えて払戻しを認める場合 |
| | 第三者型発行者としての登録は不要という理解 | は、前払式支払手段と性格を異にするため、これ |
| | でよいか。 | を発行する者が第三者型発行者としての登録を |
| | | 行うことはできないものと考えます。 |
| | 法第20条第2項の規定により払い戻した金額 | 法第 20 条第2項の規定による払戻しを行った |
| | に関しては財務局等への報告義務はないと解し | 金額については、前払式支払手段府令第 47 条 |
| 45 | てよいか。 | に基づく報告を行う際に、基準期間回収額に含 |
| | | めて報告すれば足り、払戻金額そのものを報告 |
| | | する義務はありません。 |
| | 法第20条第2項により、前払式支払手段の払 | 釣銭の支払も「払戻し」に該当し、法令で定め |
| | 戻しの原則禁止が明文化され、「払戻し」の中に | る範囲内において適切に行っていただく必要が |
| | 釣銭が含まれるようであるが、一般的に釣銭に | あります。 |
| | 払戻しという認識はないと思われる。 | |
| 46 | 長年顧客が商品券で買い物をされた際、利用 | |
| | 者の利便性や利用者の保護の観点から、釣銭を | |
| | 出しているが、これまで、特に大きな問題も起こ | |
| | っていないので、今後も是非継続して釣銭を出 | |
| | せるよう、釣銭を適用除外にしてほしい。 | |
| | 前払式支払手段府令第 42 条第1号による払 | 前記 46 のとおり、商品券の釣銭の支払につい |
| 47 | 戻しについて、このような金額管理は実務的に | ても、法令で定める範囲内において適切に行っ |

困難である。例えば、万一基準期間において釣 ていただく必要があります。 銭の総額が 100 分の 20 を超えた場合に顧客に また、事務ガイドライン(前払式支払手段発行 釣銭が出せないこととなるが、このような不公平 者)においても、「必要に応じて期中にあっても払 戻実績を把握することとするなど、法令に定める な扱いは、顧客から納得を得られず、発行者側 上限を超えて払戻しが行われることを防止するた としても顧客に説明できない。 めの態勢を整備しているか」という主な着眼点を 商品券のレジ入金は現金とほぼ同じ扱いをし 設けています(事務ガイドライン(前払式支払手 ているため、釣銭の管理は行っていないが、例え ば、全国で流通している既存の商品券では、こ 段) Ⅱ-3-2-1②イ参照)。 なお、サンプル調査等によって定期的に全体 れまでの経験から判断して、発行額の 100 分の の方向を把握することで、前払式支払手段府令 20 以内に収まっているものと思われる。 第 42 条第1号又は第2号の範囲内であることが したがって、当該商品券については、一定のサ 担保されるのであれば、払戻しは可能と考えられ ンプル調査等によって釣銭が発行額の 100 分の ます。 48 20 を超えていないことが判明した場合には、これ まで通り釣銭を認めてほしい。 また、上記の方法が難しい場合には、基準期 間における釣銭の総額に代わり、額面金額の 100 分の 20 以内の釣銭を認めてほしい。額面金 額の 100 分の 20 以内であれば、前払式支払手 段府令第42条第1号の趣旨を損なうものではな いと考える。 前払式支払手段府令第 42 条第1号及び第2 前払式支払手段府令第 42 条各号に掲げる場 号は両方の基準以内である必要があるか。どち 合は、いずれも払戻しを認めても問題がない場 合であり、いずれか一つに該当すれば足ります。 らか一方のみの基準を満たしていれば足りる か。基準期間内に順次払戻しを行い、基準を超 また、払戻しについては、法令の定める範囲 49 えることになった時点から払戻しをしないという場 内となるよう適切に行っていただく必要がありま 合、払戻しを請求した時期によって利用者の間 すが、ご指摘のような方法を採らなければならな に不公平が生じるが、利用者保護の観点から問 いわけではありません。 題ではないか。 前払式支払手段府令第 42 条第1号及び第2 前払式支払手段府令第 42 条第1号及び第2 号は、いずれも満たすことを要件とするとともに、 号に掲げる場合は、いずれも払戻しを認めても 同条第1号の割合については、100分の20では 問題がない場合であり、いずれか一つに該当す なく、より低い水準を設定することが適当ではな れば足ります。 50 また、前払式支払手段府令第42条第1号に掲 いか。 げる割合については、前払式証票規制法の下で の事業者の払戻事例等を参考にし、適切な水準 として定めたものです。 前払式支払手段は、原則として払戻しを禁止し 前払式支払手段府令第 42 条第1号及び第2 号は、直前の基準期間の発行額や直前の基準 ており(法第 20 条第2項)、事業開始当初より払 51 戻しが行われることは想定していません。もっと 日の未使用残高を基準に払戻金額の上限を定 めているが、新規発行したばかりの前払式支払 も、ご指摘のような場合には、前払式支払手段府

手段については、直前の基準期間や直前の基準日には発行されていないことが想定されるため、払戻しを行うことができなくなる。

そこで、当該前払式支払手段が当初発行された日を含む基準期間の払戻しについては、払戻日における累積発行額の 100 分の 20 又は払戻日における未使用残高の 100 分の5とすることはできないか。

令第 42 条第3号の規定の範囲内で払い戻すことは可能と考えられます。

前払式支払手段府令第 42 条第3号「保有者のやむをえない事情」とは、保有者が海外へ転居した場合や、購入した前払式支払手段(購入者がデザインし作成できるもの)が版権切れなどの理由で使用できなくなった場合などを想定してよいか。また、同号での払戻しは任意規定(事業者の判断次第)と考えてよいか。

52

53

また、現行法の規制対象外の前払式証票で、 発行は終了しているが返金処理が継続している ものについて、新法下ではすでに「発行の業務 の全部を廃止」したと考えてよいか。 前段につきましては、ご指摘のとおりです。

後段につきましては、「発行の業務の廃止」とは、前払式支払手段の発行及び使用の双方を取りやめる場合を指します。新規発行を行っていなくても引き続き加盟店等において前払式支払手段の使用を認めている(商品等の提供を行っている)場合には、「発行の業務を廃止した」とは認められません。

前払式支払手段府令第 42 条第3号は、同条 第1号及び第2号に関係なく、第3号のみの理由 で払い戻すことができるか。第3号の要件はあい まいで分かりづらいが、具体例を列挙してほし い。例えば、利用者の都合により退会する場合 等に伴い払戻しができるか。 前払式支払手段府令第 42 条各号に掲げる場合は、いずれも払戻しを認めても問題がない場合であり、いずれか一つに該当すれば足ります。

また、「保有者のやむを得ない事情」とは、例 えば地域限定で利用可能な前払式支払手段保 有者が当該利用可能な地域外へ転居する場合 等が挙げられます。前払式支払手段の払戻しに ついては、個別の事情により判断する必要があ りますが、保有者のやむを得ない事情があるとい えるような場合には、当該要件に該当するものと して払戻しが認められると考えられます。

3. 前払式支払手段発行者の監督 No. コメントの概要 金融庁の考え方 ▼自家型発行者名簿の縦覧(法第6条、前払式支払手段府令第13条) 自家型発行者のリストについても今後金融庁名簿が所管の財務局等で縦覧に供される旨規定されたが、現在第三者型発行者のリストが金融庁ホームページで公開されているように、自家型についても同様にホームページで公表される予定の。また、現在は財務局でしか確認できな

い内容についてもホームページで公表される予 定があるか。

▼変更の届出(法第5条、第11条、前払式支払手段府令第12条、第20条)

現行法上、「前払式支払手段の種類」の変更として、単なるデザイン等の軽微な変更についてもすべて券面を貼付した書面を届け出ることとされているが、デザイン等の変更であって、前払式支払手段の機能や表示事項に係る変更でない場合には、「前払式支払手段の種類」の変更とまではいえないと考えられることから、この場合には届出の必要はないと解するべきか。

デザイン等の変更に過ぎず、前払式支払手段の機能に変更がないような場合には、前払式支払手段の種類の変更にあたらず、したがって変更届の提出は不要であると考えられます。

前払式支払手段府令第20条第1項第8号は、 前払式支払手段府令第16条第11号の一般社 団法人等に係る金融機関の口座変更のみに適 用されるものであるという理解でよいか。 貴見のとおりと考えます。

現行法で第三者型発行者として登録している 事業者が新法施行によりみなし事業者となった 場合(新法で登録は未了の場合)、新法施行後 初めて到来する基準日前までに発生した登録事 項の変更届出書はすべて新法に則った届出が 必要と考えてよいか。 法の施行により自家型発行者や第三者型発行者となったものとみなされる者については、法附則第4条第2項又は第5条第2項の規定により書類を提出するまでの間は、旧法における登録事項について、新法の様式に基づく変更届を提出していただきます(令附則第4条)。

▼帳簿書類(法第22条、前払式支払手段府令第46条)

58

57

55

前払式支払手段府令第 46 条第5項「帳簿の 閉鎖の日」とは、前払式支払手段の発行に係る 業務等の廃止等により、「最後の記帳が発生し た日」という理解でよいか。

「帳簿の閉鎖の日」とは、各事業年度の最終日に帳簿を閉める日を指します。

▼報告書(法第 23 条、前払式支払手段府令第 47 条)

59

前払式支払手段府令では、経理書類の提出 が基準日から2ヶ月以内とされている。自社以外 の販売店で販売している場合、販売店側の計数 確定に日数がかかり、前払式支払手段発行者で の計数確定に時間を要する。全国の各販売店の 販売・返品数値を集計し、本部にてまとめ、前払 式支払手段発行者に報告する以上、販売店側 の計数確定には時間がかからざるを得ない。経 理書類の提出期間は、3ヶ月以内としてほしい。

現行の前払式証票等規制法の考え方を踏襲し、報告書の提出期限は基準日の翌月から2ヶ 月以内としています。

Ⅱ 資金移動業者

| 1. 資金移動業総則 | | |
|------------|----------------------------|------------------------|
| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
| | ▼少額の取引(法第2条第2項、令第2条) | |
| | 令第2条において、資金移動業者が営むこと | 現在、銀行等で行われている為替取引の一件 |
| | ができる為替取引(少額の取引)の上限金額が | 当たりの平均額や、利用者利便等を勘案の上、 |
| 60 | 100 万円とされているが、100 万円の設定根拠を | 決定しました。 |
| | 教えてほしい。 | |
| | 為替取引の上限額 100 万円について、令第2 | 貴見のとおりと考えます。 |
| 61 | 条に 100 万円とあるが、一回の取引につき、とい | |
| | う理解でよいか。 | |
| | 令第2条の「100 万円に相当する額以下の資 | 貴見のとおりと考えます。 |
| | 金」とは、一利用者からの送金取引一件あたりの | |
| | 送金申込金額を形式的に判断するものとの理解 | |
| 62 | でよいか。外貨建ての送金が 100 万円を超える | |
| 02 | かどうかの判定は、資金移動業者が一定のルー | |
| | ル(送金申込みを受け付ける際に適用する為替 | |
| | 相場等)を定めて判定することで差し支えない | |
| | か。 | |
| | 中小企業が原材料の購入代金の支払のため | 資金移動業の新設にあたっては、資金移動業 |
| | に送金を行う場合等では、送金額が当該上限を | 者の業務遂行の実態を十分見極める必要があ |
| | 超えることが想定される。このような企業に対す | ることから、少額の取引に限定することとしてい |
| 63 | る送金サービスと個人向けの送金サービスとで | ます。したがって、顧客や送金の性質に応じて異 |
| 03 | は、資金力に違いがあり、自ずと保護を求めるレ | なる金額を定めることは想定していません。 |
| | ベルに違いが生ずるものと考えられ、したがっ | |
| | て、顧客や送金の性質により異なる上限を設け | |
| | るべきと考える。 | |
| | 「少額の取引」として政令で定める取引につい | 資金移動業の新設にあたっては、資金移動業 |
| | ては、一日に複数回の資金移動を続けて行うこ | 者の業務遂行の実態を十分見極める必要があ |
| | とで、結果として高額の取引が可能となる。少額 | ることから、少額の取引に限定することとしてお |
| | の取引に限定した法律の趣旨を実現するために | り、一件当たりの上限額を設定することが適当と |
| | は、一件当たりの金額だけでなく、一日当たりの | 考えています。 |
| 64 | 上限金額も設定することが適当ではないか。 | また、一件当たりの上限額については、現在、 |
| | また、一件当たりの上限金額についても、資金 | 銀行等で行われている為替取引の一件当たりの |
| | 移動業者が新たに新設されるものであり、その | 平均額や、利用者利便等を勘案の上、決定しま |
| | 業務遂行の実態を見極める必要があると考えら | した。 |
| | れることから、今回の政令案の金額よりも、より | |
| | 少額の金額を定めることが適当ではないか。 | |
| 65 | 資金移動業者が行う少額の取引として定めら | 上限額の制限は、日本国内において行われる |
| - 55 | れる上限(100 万円)は、日本国内の顧客からの | 資金移動業について適用されることから、海外の |

送金だけでなく、海外の顧客から送金依頼を受けて日本国内の顧客に払い出す場合にも適用されるか。適用されるとなると、外国資金移動業者は、海外顧客が日本へ送金する場合の上限を設定しなければならず、海外における通常業務の中で、日本への送金についてのみ別途の取扱いをする必要に迫られることになる。また、かかる制限は日本国内の顧客保護を促進するものでもないと思われる。よって、海外顧客からの日本への送金については当該上限を適用するべきではないと考える。

顧客から送金依頼を受けたものであっても、資金 移動業者が日本国内において顧客に払い出す 場合には適用されるものと考えます。

▼資金移動業の範囲

トラベラーズチェックやトラベラーズチェックと機能が類似する電子マネーカード(外貨を海外の ATM 等で引き出せるもの)の発行業務は、資金移動業者としての登録を要するか。

また、当該電子マネーカードで、商品や役務を 購入することができる場合、資金移動業者として の登録をすれば、第三者型発行者としての登録 は不要という理解でよいか。 トラベラーズチェックやこれと機能が類似する電子マネーカードを発行して資金移動を行う場合には、銀行免許又は資金移動業者登録が必要となると考えます。

一方、前払式支払手段は、原則として払戻しが 禁止されており(法第 20 条第2項)、換金や現金 の引き出しが自由に行われるトラベラーズチェッ クやこれと機能が類似する電子マネーカードは、 前払式支払手段と性格を異にするため、これらを 発行する者が第三者型発行者としての登録を行 うことはできないものと考えます。

前払式支払手段へ現金をチャージした後、 ATM で出金する場合、資金移動業にあたるか。 また資金移動にあたる場合、供託する金額はど の範囲まで及ぶのか。 ATM で出金することができるカード等を発行して資金移動を行う場合には、資金移動業に該当すると考えます。この場合、資金移動業者が資産保全をすべき金額は、当該カードへのチャージにより資金を受け取ったときから ATM で出金されるまでの間、為替取引に関して負担する債務の額となると考えられます。

なお、前記 66 のとおり、前払式支払手段については原則として払戻しを禁止しており(法第 20条)、当初から ATM での出金を予定しているようなものについては、前払式支払手段と性格を異にすると考えられます。

グループ会社のために行うキャッシュマネージメント業務は、営業性がないものとして、「為替取引」に該当せず、銀行免許、資金移動業者としての登録のいずれをしなくても行うことができるという理解でよいか。資金移動業は、一回の送金金

個別事例ごとに実態に即し適切に判断されるべきものと考えられますが、グループ会社のために行われるキャッシュマネージメント業務そのものが「営業」又は「業として営むこと」として行われていない場合には、銀行免許や資金移動業者の

68

67

| | 額が 100 万円以下の取引に限定されるため、事 | 登録が必要となるものではないと考えられます。 |
|----|--------------------------|------------------------|
| | 実上、キャッシュマネージメントサービスのため | |
| | に利用することはできないと思われる。 | |
| | 企業グループ内において、国内あるいは海外 | |
| | に財務業務子会社を設立し、グループ内会社の | |
| | ために、グループ会社と取引先との商取引等と | |
| | 一体の関係にある決済を代行することが行われ | |
| 69 | ている。この場合における財務業務子会社への | |
| 09 | 決済事務及び取引先への決済代金の支払(送 | |
| | 金)の集中は、グループ内会社のための業務に | |
| | 限定されており、かつ原因関係(商取引等)の存 | |
| | 在を前提としている場合には、資金移動業には | |
| | 該当しないという理解でよいか。 | |
| | ▼資金移動業者の業務委託 | |
| | 銀行等及び保険会社は、「資金移動業者が営 | 銀行等及び保険会社は、業務範囲規制が設 |
| | む資金移動業の代理又は媒介」等を行うことが | けられているため、特に規定を新設したものであ |
| 70 | 可能であるが、資金移動業者が登録制であるこ | り、一般事業法人が資金移動業者から委託を受 |
| | とから、一般事業法人が当該業務を行うことは不 | けて資金移動業の代理又は媒介を行うことは可 |
| | 可能であるとの理解でよいか。 | 能です。 |
| | 資金移動業者が契約者にカードを発行し、銀 | 貴見のとおりと考えます。 |
| | 行の ATM を通じて現金の当該資金移動業者へ | |
| | の資金の授受を行う場合、銀行は銀行法第 10 | |
| 71 | 条第2項第9号の「国、地方公共団体、会社等の | |
| | 金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い」に | |
| | 該当すると考えてよいか(通常のクレジット会社 | |
| | 等の ATM 提携と同じと考えてよいか)。 | |
| | 従来から、銀行の為替取引として顧客からの | 従来の銀行経由の取引が、銀行の為替取引と |
| | 資金を受け入れた後、海外コルレス業者(施行 | して行われるものについては、貴見のとおりと考 |
| | 後における外国資金移動業者)を通じて、受取 | えます。 |
| | 人に送金がなされる事業形態が存在する。法の | |
| | 施行に伴い、当該業者が我が国において「資金 | |
| 72 | 移動業者」の登録を行い、(銀行を媒介せずに) | |
| | 直接サービスを提供することが可能となった場 | |
| | 合、従来の銀行経由の取引は、 | |
| | ①直接サービスと併存して差し支えなく、 | |
| | ②資金移動業者の委託先と位置づけられるこ | |
| | ともないとの理解でよいか。 | |
| | 資金移動業の受託者について 資金移動業を | 貴見のとおりと考えます。 |
| 73 | 第三者に委託する場合、資金移動業者府令第 | |
| - | | |

| | | <u></u> |
|----|-------------------------|-------------------------|
| | ないという理解でよいか。 | |
| 74 | 資金移動業者がその業務を第三者に委託す | 委託先の選定についての制限はありません |
| | る場合、資金移動業者府令第 27 条において規 | が、資金移動業者が委託業務の適正かつ確実 |
| | 定される一定の措置を講じる必要はあるもの | な遂行を確保するために必要な措置を講じること |
| | の、委託先の選定そのものについては何ら制限 | が求められます。 |
| | がないとの理解でよいか。 | |
| | 資金移動業者が利用者との現金の受払業務 | 利用者との現金の受払いをコンビニエンススト |
| | をコンビニエンスストア本部及びその加盟店に委 | ア本部及びその加盟店に委託することは可能で |
| 75 | 託することは可能か。 | すが、資金移動業者が委託業務の適正かつ確 |
| | | 実な遂行を確保するために必要な措置を講じる |
| | | ことが求められます。 |
| | 資金移動業者が委託先・再委託先に関して適 | 再委託についての制限はありませんが、資金 |
| | 切な管理・監督を行うのであれば、資金移動業 | 移動業者が再委託先も含めた委託業務の適正 |
| | 者の委託先は、実際の資金移動業務を再委託 | かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を |
| | 先に行わせることができるという理解でよいか | 講じることが求められます。 |
| 76 | (例えば、大型の小売チェーン店やコンビニエン | |
| | スストアは、資金移動業者の委託先として資金 | |
| | 移動業務を行うだけでなく、第三者を資金移動業 | |
| | 者の再委託先にして送金サービスを行う可能性 | |
| | がある)。 | |
| | コンビニエンスストア本部企業が資金移動業 | 資金移動業者が自社の経営する営業所以外 |
| | 者として登録を受けようとした場合、自社の経営 | に、資金移動業の一部を委託して、委託先であ |
| | する営業所以外にフランチャイズ契約により経営 | る加盟店舗の営業所において資金移動業を営む |
| | を行う加盟店舗を営業所として登録を行う事は | ことも可能です。この場合、委託先については資 |
| ,, | 可能か。 | 金移動業者としての登録は不要ですが、委託先 |
| 77 | | の営業所において資金移動業の業務上主要な |
| | | 活動が行われる場合には、コンビニエンスストア |
| | | 本部企業が資金移動業者として登録を受ける際 |
| | | に、当該委託先の営業所を登録申請書に記載し |
| | | ていただくこととなります。 |
| | ▼外国資金移動業者(法第2条第4項) | |
| 78 | 外国資金移動業者に該当するためには、資金 | 例えば、ニューヨーク州送金業者法における送 |
| | 決済法に相当する外国の法令により当該外国に | 金業者、EU 決済サービス指令における決済サー |
| | おいて登録(これに類する許可その他の行政処 | ビス機関などがこれに当たります。 |
| | 分を含む)を受けている必要があるが、どのよう | |
| | なものが相当するのか具体的なガイドラインを示 | |
| | してほしい。 | |
| | 1 | |

| 2. 資金移動業者の登録 | | |
|--------------|---------|---------|
| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |

▼資金移動業者登録申請書の記載事項(法第38条、資金移動業者府令第5条)

資金移動業者府令第5条は登録申請書の記載事項の一つとして、また、同府令第29条第1項第1号ハは明示事項の一つとして、「資金移動業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」を規定する。ここで「営業所」とは、日本国内の営業所に限定されない(すなわち日本国外の営業所も含まれる)との理79解でよいか。

「資金移動業の利用者からの苦情又は相談に 応ずる営業所の所在地及び連絡先」について は、原則として日本国内の営業所を記載してい ただくこととなりますが、利用者からの苦情又は 相談に応ずる営業所を日本国外の営業所として いても、国内における利用者からの苦情又は相 談に適切に応ずる態勢が整備されている場合に ついては、個別事例ごとに実態に即し適切に判 断されるものと考えます。

なお、国外送金も取り扱う場合には、登録申請書の「資金移動業の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先も記載していただく必要がありますので、ご留意下さい。

資金移動業者府令第5条は登録申請書の記 載事項の一つとして、また、同令第 29 条第1項 第1号ハは明示事項の一つとして、「資金移動業 の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所 の所在地及び連絡先」を規定する。しかし、イン ターネットを利用した資金移動業など、営業所を 設けることが常態ではない事業形態もありうる。 そこで、利用者からの苦情又は相談に応ずる方 法として、インターネット上の相談窓口を設ける など、必ずしも物理的な営業所を設けない方法 で足りることを認めてほしい。具体的には、同府 令第5条及び第 29 条第1項第1号ハの「営業所 の所在地及び連絡先」を「営業所の所在地及び 連絡先(営業所を設けないことに合理的理由が ある事業にあっては、連絡先のみ。)」に変更して ほしい。

インターネットを利用した資金移動業の場合であっても、書面の送付等による苦情又は相談を行うことも考えられるため、営業所の所在地の記載は必要と考えます。

もっとも、連絡先については、インターネットでのみサービスを提供し、利用者もパソコンを利用することが前提となっている場合には、インターネット上の連絡先(メールアドレスや URL)を記載するなどの方法も可能と考えます。

資金移動業者府令別紙様式第1号における 7. 営業所の名称及び所在地(第3面)の「記載 上の注意」にある「資金移動業の業務上主要な 活動が行われる場所」に関して、登録申請書に 記載すべき営業所の範囲はどこまでか。 現金の受払い等、資金移動業を行う上で主要な業務を行っている場所を指し、当該業務を委託している場合には、委託先において当該主要な業務が行われている営業所をすべて記載する必要があります。

資金移動業者府令別紙様式第1号の記載上 82 の注意のうち、「資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所」について、「主要な」のガイド 「主要な」とは現金の受払い等、利用者との間 で為替取引を行うにあたり重要な業務が行われ る場所を指すと考えます。

80

81

ラインを示してほしい。

資金移動業者府令別紙様式第1号第3面について、「記載上の注意」として「当該業務を委託先に行わせる場合には、その委託先の営業所を記載すること。」とされ、所在地及び電話番号を記載する様式となっている。

また、同様式第6面では、「記載上の注意」として「資金移動業の全部又は一部を委託している場合に、資金移動業の形態ごとに記載すること。」とされている。

一方、登録申請書は、法第 39 条第3項の規定により公衆の縦覧に供されることとされている。しかし、例えば、利用者に関する情報や残高データの管理を委託している場合など、情報の安全管理やシステムのセキュリティを維持する観点から、業務委託先とその所在地、委託業務内容を公にすべきではない場合もあるものと考えられる。

したがって、同様式第3面については「委託先の営業所の記載は要しない。」こととし、同様式第6面については、「受託者の住所」は削除することとしてはどうか。

なお、別紙様式第2号の第4面及び第7面についても、上記と同様の取扱いとしてはどうか。

法第 38 条第1項第3号にいう「資金移動業に係る営業所の名称及び所在地」とは、資金移動業者府令別紙様式第2号第4面の「記載上の注意」にあるとおり、「業務上主要な活動が行われる場所」を意味するとの理解でよいか。エージェントを通じて数百以上の国と地域において多くの店舗(営業所)を有するような国際的送金ネットワークを有する外国資金移動業者にとって、登録申請の際に、これら店舗及びエージェントをすべて記載し、委託契約のコピーを提出することは非現実的である。むしろ、全世界で適用されるエージェント選出・管理基準を添付してその管理プロセスを説明する方がより適切と考えられることから、かかる方法で足りることを確認したい。

資金移動業者府令別紙様式第1号第3面については、資金移動業の業務上主要な活動が行われる場所を記載すれば足り、「主要な」とは現金の受払い等、利用者との間で資金移動業を行うにあたり重要な業務が行われる場所を指すと考えます。したがって、利用者に関する情報や残高データの管理を委託している委託先の営業所の名称及び所在地は第3面に記載する必要はないと考えます。

一方、資金移動業者が業務を委託している委託先の情報は、監督上重要なものであると考えられます。したがって、第6面については、資金移動業に係る業務を委託している場合には、その委託先のすべてを記載する必要があります。

資金移動業者府令別紙様式第2号の第4面及 び第7面についても同様です。

資金移動業者には当該情報を公衆縦覧に供することを踏まえた上で、適切な情報の安全管理等が求められると考えます。

貴見のとおりと考えます。また、登録申請の際には、申請者が委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じているかを確認することとなりますが、委託契約書のひな形等を提出してご説明いただくことも可能です。

なお、国外に所在する営業所については、所在国名のみの記載で足りるよう、登録申請書の様式を修正しましたが、国外送金も取り扱う場合には、利用者保護の観点から、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先を別途記載していただくことが必要となります。

外国資金移動業者については、国内に営業所 を有する外国会社に限るとしているところである 貴見のとおりと考えます。

また、資金移動業に係る営業所の名称及び所

84

85

が、これは国内に営業所を有していれば、当該 業者として登録されることで、当該業者の外国拠 点からも本邦顧客に対して資金移動業に関連す る勧誘等ができるという理解でよいか。また、そ の理解で正しいとして、その場合には、資金移動 業者府令第 38 条第1項第3号で求められる「資 金移動業にかかる営業所の名称及び所在地」 は、当該業者の外国拠点のうち、本邦顧客に対 して資金移動業に関連するサービスを提供する 主要な拠点にかかる情報を提出することになる という理解でよいか。そうである場合には、別表 の記載上の注意に追加してほしい。

在地については、資金移動業の業務上主要な活 動が行われる場所を記載することを記載上の注 意として明記しています。

なお、国外に所在する営業所については、所 在国名のみの記載で足りるよう、登録申請書の 様式を修正しましたが、国外送金も取り扱う場合 には、利用者保護の観点から、主要国・地域別 の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所 の所在地及び連絡先を別途記載していただくこと が必要となります。

▼資金移動業者登録申請書の添付書類(資金移動業者府令第6条)

資金移動業者の登録に際して必要となる添付 86 | 書類のうち、計算書類は日本の会計規則に従っ たものである必要があるか。

資金移動業者府令第2条は日本語以外の言 語で作成された提出書類について訳文を付すこ とを求めている。そして、かかる提出書類には、 登録申請書の添付書類も含まれると考えられ る。しかし、登録申請書の添付書類には、「資金 移動業に関する社内規則等」など、その内容す べてについて訳文を提出することが必ずしも現 実的ではないものも含まれる。そこで、同条にお いて、提出書類の概要の訳文で足りることを認 めてほしい。仮にこれが難しい場合には、同条た だし書において、「金融庁長官が概要の訳文をも

って足りると判断したとき」にも概要の訳文で足り

ることを認めてほしい。

本国における適切な会計規則に従って作成さ れたものであれば、必ずしも日本の会計規則に 従ったものである必要はありません。

添付書類はいずれも財務局による審査の際に 重要な確認書類となるものであるため、訳文の 提出が必要と考えます。

資金移動業者と利用者との取引約款に記載 すべき事項について、資金移動業者府令第6条 第 13 号では、登録申請においては、「資金移動 業の利用者と為替取引を行う際に使用する契約 書類」の添付が必要であると規定されている。し 88 かしながら、現時点で、契約書類に通常記載さ れる取引約款に記載すべき事項につき具体的に は示されていない。そこで、記載すべき事項につ き、今後何らかの形で示される予定があるか。ま た、予定があるとすればいつ頃、どのような形 (必要となる記載事項の列挙、又は普通取引約

利用者と為替取引を行う際の契約書類は、登 録申請書のビジネスモデルに応じて作成される ものと考えています。したがって、契約書類に記 載すべき事項を具体的にお示しする予定はあり ません。

| | 款の提示等)でなされるのか。 | |
|-----|--------------------------|------------------------|
| 89 | 資金移動業者府令第6条第 14 号の「第三者」 | 資金移動業に係る業務の委託を受けた先につ |
| | については、業務全般における委託先すべてで | いては、そのすべての記載が必要です。 |
| | はなく、資金移動業における主たる業務を委託し | |
| | ている第三者を登録申請書に記載すれば足りる | |
| | との理解でよいか。 | |
| | 資金移動業者府令第6条第14号について、記 | 業務委託状況については、登録申請書別紙様 |
| | 載すべき第三者がある場合、受託者名等を利用 | 式第1号第6面及び同第2号第7面には、受託者 |
| 00 | 者に明示する必要まではないとの理解でよい | の商号又は名称等を記載していただく必要があ |
| 90 | か。仮に、明示する必要がある場合は具体的に | りますが、利用者に明示する必要はありません。 |
| | どのような場合にどのように行うべきか、ガイドラ | |
| | インは示されるのか。 | |
| | 資金移動業者府令第6条第 15 号の参考事項 | 資金移動業者府令第6条第15号の「その他参 |
| | とは何か、具体的なガイドラインを示してほしい。 | 考となる事項を記載した書面」とは、財務局にお |
| 91 | 当該業者が他に行っている事業(法第 38 条第1 | ける資金移動業者としての登録審査の参考とし |
| | 項第9号、資金移動業者府令第 10 条第1項第8 | て必要となる資料全般を想定しています。 |
| | 号参照)のことを想定しているのか。 | |
| | ▼資金移動業者登録の時期(令附則第9条 |) |
| 0.0 | 資金移動業者の登録申請書は、いつから受け | 資金移動業者の登録申請については、令の公 |
| | 付ける予定か。正式な申請に先立って予備申請 | 布の日より各財務局等で受付を行う予定です(令 |
| 92 | 等の事前審査手続は行われるか。その場合、法 | 附則第9条)。 |
| | 律の施行前にこれが行われる可能性はあるか。 | |

| 3. 貧 | 3. 資金移動業者の行為規制 | |
|------|--------------------------|------------------------|
| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
| | ▼履行保証金の供託(法第 43 条、資金移動 | 加業者府令第 11 条) |
| | 資金移動業者府令第 11 条第1項により、資金 | 貴見のとおりと考えます。 |
| | 移動業者は「1週間」ごとに「供託しなければなら | |
| 93 | ない」(法第43条第1項参照)とされているが、要 | |
| 93 | 保証額以上の額に相当する額の履行保証金が | |
| | すでに供託されている場合には新たに供託義務 | |
| | は生じないとの理解でよいか。 | |
| | 資金移動業者府令第 11 条第1項の要供託額 | 資金移動業者は、その利用者に対して負う債 |
| | の算定期間が1週間であるとすると、資金移動 | 務の全額と同額以上の資産を保全することを義 |
| | 業者内の事務処理及び供託のための金銭移動 | 務づけていることから、為替取引によって日々変 |
| | に関する金融機関の事務処理等の事情により、 | 動する未達債務の額につき、できる限りリアルタ |
| 94 | 処理が完了しない事態も想定される。また、営業 | イムで把握して資産保全する必要があると考え |
| | 日とは関係なく1週間を期間とすると、連休等の | ます。このような考え方から、供託事務手続に要 |
| | 事情により、対応が困難な事態も想定される。 | する期間を考慮した上で要供託額の算定期間を |
| | かかる実務上の現状を踏まえて、より適切な保 | 1週間としています。 |

全態勢を確保するため、期限について1週間より も長期の期間(例えば、法で上限とされる1ヶ月) としてほしい。 資金移動業者府令第 11 条第1項により、資金 移動業者は「1週間」ごとに供託しなければなら ない(法第43条第1項参照)。しかし、前払式証 票の発行者は6ヶ月毎に供託すれば足りた(前 95 払式証票規制法第2条第2項参照)ことと比較す ると極端に短い。そこで、資金移動業者府令第 11条第1項により定める期間を「1月」に変更して ほしい。 資金移動業者府令第 11 条第2項の「未達債 貴見のとおりと考えますが、未達債務の発生 務」というのは、別紙様式第1号第8面の「記載 の認識を当該業務委託先が利用者から送金資 上の注意」によれば、「為替取引に係る債務を負 金を受け取った時点よりも後にすることや、未達 担してから当該債務を履行するまでの間の債 債務の消滅の認識を受取人が当該資金を当該 96 務」という理解でよいか。また、未達か否かは当 業務委託先から受け取る時点よりも前にすること 該為替取引の本旨(契約内容)に従って判断さ はできないなど、契約の内容による発生・移転・ れるという理解でよいか。 消滅の認識時点の変更には一定の限界がある ことにご留意下さい。 資金移動業者府令第 11 条第2項により未達 資金移動業者が行う為替取引の形態には 債務の額は「国内にある利用者に対して負担す 様々なものが想定されることから、個別の資金移 る為替取引に係る債務の額」とされている。ここ 動業者が行う為替取引の形態ごとに適切に判断 で「国内にある利用者に対して負担する為替取 されるべきものと考えますが、資金移動業者が送 引に係る債務の額」とは、たとえば単純送金(す 金依頼人に対して債務を負担することとされてい なわち原因関係から独立した資金の移動)にお る場合には、受取人が受け取るまでの間、未達 97 │いては、国内における利用者が国外における受 債務の額を把握しておく必要があるものと考えま 取人に対する資金移動を依頼した場合に、当該 す。なお、当該未達債務の額は、受取人に引出 資金のうち受取人が未だ受領したとまではいえ 権限が付与されたとしても未だ受け取ったといえ ない額(すなわち受取人が引出権限を有するに ない場合には、未達債務の額として計上していた 至ったとはいえない額)をいうとの理解でよいか。 だく必要がある点にご留意下さい。 また、事務ガイドライン(資金移動業者) I-2 -2-2-1もあわせてご参照ください。 資金移動業者が行う為替取引の形態には 資金移動業者府令第 11 条第2項の「利用者」 は為替取引(送金)依頼元を指し、同項で「国外 様々なものが想定されることから、個別の資金移 にある利用者」というのは、送金先が国内である 動業者が行う為替取引の形態ごとに適切に判断 か否かを問わず、依頼元が国外にある場合を指 されるべきものと考えますが、当該資金移動業者 98 すという理解でよいか。 が送金依頼人に対して債務を負担することとされ ている為替取引の形態においては、資金移動業 者府令第11条第2項の「国外にある利用者」とは

国外にある送金依頼人を指すものと考えます。

| | 国内利用者と国外利用者との債務額の区分 | 資金移動業者が行う為替取引の形態には |
|-----|-------------------------|--------------------------|
| | 基準を明確に示してほしい。例えば、銀行口座を | 様々なものが想定されることから、国内利用者と |
| | 利用した海外送金の場合、資金移動業者名義の | 国外利用者との債務額の区分基準は、個別の資 |
| | 海外口座に入金となった資金(受取人の口座に | 金移動業者が行う為替取引の形態ごとに適切に |
| | は未着金)は、国外利用者の債務額には該当し | 判断されるべきものと考えます。ご指摘のよう |
| | ないという理解でよいか。 | に、資金移動業者が銀行口座を利用した海外送 |
| | | 金を行う場合、受取人の銀行口座に着金するま |
| 99 | | での間は、未達債務に該当します。 |
| | | なお、国内利用者に対する債務から国外利用 |
| | | 者に対する債務へ移転する時期については、送 |
| | | 金依頼人、受取人、資金移動業者間の契約約款 |
| | | 等によって、一定の範囲内で異なった取扱いをす |
| | | ることが許容されています。事務ガイドライン(資 |
| | | 金移動業者) I -2-2-2-1④もあわせてご |
| | | 参照ください。 |
| | 送金資金を資金移動業者が立て替える場合、 | ご指摘を踏まえ、資金移動業者が資金移動業 |
| | 資金移動業者が当該送金資金に係る未達債務 | の利用者に対し、為替取引に関する債務を負担 |
| | を負担することにはなるものの、他方で立替金請 | するとともに、同じ為替取引に関して債権を有す |
| | 求権を有することとなることから、立替金請求権 | ることとなる場合には、当該債務の額から当該債 |
| | に係る金額については、資金移動業者が利用者 | 権の額を控除して未達債務の額を算出すること |
| | から立替金を受領するまでの間、未達債務の額 | を認める旨の規定を追加しました(資金移動業者 |
| | から控除することはできないか(具体的には、資 | 府令第 11 条第3項)。 |
| | 金移動業者府令第 11 条第2項の未達債務から | なお、この場合、資産保全義務の履行の確認 |
| 100 | 例外的に立替金相当額を控除できる場合とし | や権利実行手続における配当等の際に当該債 |
| | て、「資金移動業者が為替取引に係る送金額を | 権の額も把握する必要があるため、為替取引に |
| | 利用者に代わり立て替えて支払った場合におい | 関する債権の額や債務の額の記録を帳簿書類と |
| | て、当該利用者が当該資金移動業者に対して当 | して備えていただくこととしました(資金移動業者 |
| | 該送金額に相当する立替金に係る債務を弁済し | 府令第 33 条第1項第8号)。 |
| | ていないときには、当該送金額に相当する金額 | |
| | を本項の未達債務の額から控除することができ | |
| | る。」等の例外(控除)規定を設けることはできな | |
| | いか。)。 | |
| | 資金移動業者の未達債務算出の「時点」は任 | 貴見のとおり、未達債務の算出時点について |
| | 意という理解でよいか。 | は、各事業者において任意にお決めいただきま |
| 101 | | す。ただし、あらかじめ一定の時点を定めて登録 |
| | | 申請書に記載していただき、時点を変更する場 |
| | | 合は変更届の提出が必要となります。 |
| | 資金移動業者の未達債務の算出や報告に際 | 未達債務の算出方法については、登録申請書 |
| 102 | して、証拠書類等は求められていないのか。 | への記載事項や添付書類の社内規則等により |
| | | 登録申請時に確認することを予定しています。 |

また、実際に算出された未達債務の額は、未 達債務の額の報告書によって報告する必要があ ります。 資金移動業者府令第 11 条第4項の「為替取 資金移動業者府令第 11 条第4項の規定は、 引が外国通貨で表示された金額で行われる場 外国通貨で表示された金額で為替取引が行わ 合」に関し、次のケースについてご教示いただき れ、外国通貨建ての債務を負担している資金移 動業者が、未達債務の額を算出する場合には、 たい。 資金移動業者が送金人から円通貨(例えば 各営業日における外国為替の売買相場により、 1000 円)で資金を受領した時点で当該資金移動 外国通貨で表示された金額を本邦通貨で表示さ 業者が外国通貨 a(例えば 1a=100 円のレートで れた金額に換算することを求めたものです。 10a の未達債務を負担する)で未達債務を負担 為替レートの変動によって、利用者が実際に支 する約定となっている場合において、一定期間 払った額よりも権利実行手続において利用者の 103 経過後に当該資金の還付を行うときには、同条 受け取る額が減少する可能性はありますが、営 第4項に基づき未達債務を把握していることを前 業日ごとに各営業日における外国為替の売買相 提とすると、当該外国通貨を円通貨に換算して 場により洗い替えして未達債務の額を把握させ、 還付することになるため、当該還付時点の為替 できる限りリアルタイムに資産保全を義務づける レート次第では、当初に送金委託した金銭が減 ことによって、利用者の保護が図られるものと考 少して送金人に還付されるケース(例えば 1a= えています。 90 円の為替レートとなっている場合、900 円の還 付となる)が生じるが、かかる考え方で問題がな いとの理解でよいか。 資金移動業者府令第 11 条第4項の「為替取 個別事例ごとに実態に即し適切に判断される べきものと考えられますが、資金移動業者が送 引が外国通貨で表示された金額で行われる場 合」に関し、次のケースについてご教示いただき 金人に対し、受取人が受け取るまでの間、円貨 たい。 建てで未達債務を負担する約定となっている場 資金移動業者が円通貨で資金を受領し、受取 合には、未達債務は円貨建てで負っているるも 人が当該資金を受領する時点まで、当該資金移 のと考えられ、資金移動業者府令第 11 条第4項 動業者が送金人に対し、円通貨での未達債務を に基づく換算は不要と考えられます。 負担するとの約定となっている場合において、受 なお、資金移動業者が受取人に対して、送金 104 取人が外国通貨 b を選択して受領することがで 資金を外国通貨をもって支払うことが予定されて き、かつ、受取人が外国通貨 b による受領を選 いる場合には、「為替取引が外国通貨で表示さ 択したときには、円通貨から外国通貨 b への両 れた金額で行われる場合」(資金移動業者府令 替が行われ、資金移動業者から受取人に外国 第29条第1項第1号二)に該当すると考えられる 通貨 b が支払われることとなるが、当該両替にも ため、利用者に対して為替レートや計算方法を かかわらず、資金移動業者は、円通貨による未 明示する必要があると考えます。 達債務のみを負担することになるという理解でよ いか。 海外の資金移動業者等と提携し、受取人に対 105 | する責任は現地への着金時から海外の事業者

が受取人に責任を負う構成としている場合等、

受取人に対する責任を考えなくてよいケースに おいて、送金者に対しては円貨で責任を負う旨 を約款等で明確にしているとき(たとえば送金指 示を出したが実行前にキャンセルとなった場合 等には当該円貨で返金する。)、資金移動業者 府令第 11 条第4項及び第 29 条第1項第1号二 の「為替取引が外国通貨で表示された金額で行 われる場合」には、以下のいずれのケースも、該 当しないという理解でよいか。なお、いずれの場 合も、換算後の外国通貨での金額は送金者に提 示するものとする。 ① 日本円で為替取引の送金資金を受け付け て、日本国内で資金移動業者が外国通貨への 両替を行い、外国通貨で海外に送金するケース ② 日本円で為替取引の送金資金を受け付け て、日本円で海外に送金を行い、海外で資金移 動業者が外国通貨に両替するケース 法第 43 条第2項に規定する「権利の実行の手 資金移動業者府令第 11 条第5項の権利の実 行の手続に関する費用には、権利実行事務代 続に関する費用」とは、一般に、権利の実行の手 行者たる銀行の送金手数料も含まれるとの理解 続が行われる場合に使用されるべき一切の費用 でよいか。 を指し、手続費用(官報公示、会場借上、証明書) 郵送費用)のほか、権利実行事務代行者への支 払費用を含みます。ご指摘のように銀行送金を 利用して送金資金の配当が行われる場合には、 当該権利の実行の手続に関する費用には、銀行 送金手数料も含まれます。 ▼履行保証金保全契約(法第44条、令第15条・第16条、資金移動業者府令第14条 ~第 17 条) 資金移動業者府令第 15 条の「銀行等」には、 資金移動業者府令第 15 条の「銀行等」には、 外国銀行支店で銀行法第 47 条第1項の免許を 銀行法第 47 条第1項の規定により免許を受けた 107 | 受けたものが入るべきと考えられるが、かかる理 外国銀行支店が含まれるものと考えます。 解でよいか。仮にそうでない場合には入るように 修正されるべきである。 「履行保証金保全契約を締結することができる 「履行保証金保全契約を締結することができる 銀行等」(法第 44 条、令第 16 条第1項)として、 銀行等」には一定の要件を満たした外国銀行支 108 資金移動業者府令第 15 条第1号の「海外営業 店が含まれるものと考えますが、外国銀行支店 拠点を有する銀行」には外国銀行在日支店も含 が履行保証金保全契約の相手方となることがで きるための要件を明記するよう規定を修正しまし まれるとの理解でよいか。 た(資金移動業者府令第15条第1項第6号)。 履行保証金保全契約を締結できる者は、法第

106

109

|44 条、令第 16 条第2項及び資金移動業者府令

なお、資金移動業者府令第16条第1項の要件

第 16 条第3項により、日本の免許を有する銀行 等及び保険会社等に制限されている。しかし、履 行保証金保全契約を締結できる者をこれらに制 限することは、実質的にみて外国資金移動業者 の参入を殊更困難にする効果がある。そこで、 履行保証金保全契約を締結できる者について は、外国銀行や外国保険業者などを含め幅広く 認めてほしい。

を満たす外国保険会社は、履行保証金保全契約 の相手方となることができます。

外国銀行支店も銀行法第4条第1項の免許を 受けているため(同法第47条第1項)、同法第2 条第1項の「銀行」に該当し、法及び資金移動業 者府令上の「銀行等」に該当するが(法第2条第 9項、資金移動業者府令第1条)、外国銀行支店 については銀行法施行令第9条による読替後の 第14条の2第1号に規定する「自己資本として金 融庁長官が定めるもの」が現状定められておら ず、資金移動業者府令第 15 条第4項の「銀行法 第 14 条の2第1号…に規定する基準」が存在し ない。したがって、現状の資金移動業者府令第 15 条の案文では、外国銀行支店は履行保証金 保全契約を締結することができないのではない 110 | かという疑義がある。現状、上記「自己資本とし て金融庁長官が定めるもの」が定められていな いのは、外国銀行支店についてはその本国当局 等による監督がなされ、また国内銀行と同様の 自己資本規制が課されることにより、国内銀行と 同様の自己資本規制を設けなくとも我が国にお ける預金者の保護等に支障がないことを理由と するものと思われる。そうであれば、外国銀行支 店についても履行保証金保全契約を締結するこ とができることとすべきではないか。あるいは少 なくとも、我が国と同様の自己資本規制が課され ている国の当局により監督されている外国銀行 支店については、履行保証金保全契約の相手 方となることを認めるべきと考える。

ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。

111 動業

資金移動業者」ではなく「提出しようとする資金移動業者」とするか、直裁に同条第4項にまとめて規定すべきではないか。資金移動業者府令第18条第4項等も同様である。

資金移動業者府令第 17 条第5項は「提出した

履行保証金信託契約においては、日々追加 資金移動業者府令第 18 条第3項の履行保証 金信託契約届出書は、承認を受けた後最初に信 信託が行われる可能性があるが、本項による届 出書は、資金移動業府令第 18 条第1項の承認 託財産を信託した場合に提出すれば足りるもの 112 後初めて信託をしたときのみ提出すれば足りる ですが、この取扱いを明確化するため、条文を修 という理解でよいか。その旨明確化する必要は 正しました。 ないか。 ▼履行保証金信託契約(法第 45 条、資金移動業者府令第 18 条~第 21 条) 信託契約資金移動業者は、自身の営業日を 法第 45 条第1項の規定は、信託契約資金移 基準として、要履行保証額を翌営業日に信託す 動業者の各営業日において信託されている信託 るとの規定となっているが、実際に信託する日に 財産の額が、その直前の営業日における要履行 ついては銀行営業日の影響を考慮し、業者自身 保証額以上であることが必要となるため、信託契 113 約資金移動業者の営業日において信託財産の の翌営業日以降で、かつ、信託銀行の直近の営 業日に信託を行うという趣旨でよいか。 額が要履行保証額に満たないことがないよう、あ らかじめ信託財産を信託していただく必要がある と考えられます。 法第2条第11項に規定する「銀行等」に対する 資金移動業者府令第 20 条第1項の「預貯金」 114 には、外貨は含まれるのか。 「預貯金」であれば、外貨も含まれます。 資金移動業者府令第 20 条第1項は、信託契 前段につきましては、貴見のとおりと考えま 約資金移動業者が、信託会社等に対し、預金債 す。後段につきましては、ご指摘を踏まえ、条文 権を信託譲渡することを想定している規定である を修正しました。 115 という理解でよいか。また、「信託契約資金移動 業者が…銀行等である場合」は想定できないの ではないか(資金移動業者府令第19条第5号ロ も同じ)。 資金移動業者府令第 19 条に「要履行保証額 個別事例ごとに実態に即し適切に判断される べきものと考えますが、例えば、要履行保証額が が大幅かつ急激に減少した場合」とあるが、減少 116 | 幅もしくは減少率の目処はどのくらいになるか。 1週間に 30%減少した場合がこれにあたると考 また、金融庁長官への届出の方法は書面等の えます。また、届出の方法は財務局長に対する 提出となるのか。 書面等の提出によることとなります。 ▼金融庁長官の命令に基づく履行保証金の供託(法第 46 条、資金移動業者府令第 22 条) 資金移動業者府令第 22 条第1項は、資金移 貴見のとおりと考えます(資金移動業者府令第 動業者の「本店」の最寄りの供託所に供託しなけ| 8条参照)。 117 ればならない旨規定する。外国資金移動業者の 場合は、「国内における主たる営業所」に読み替 える(法第 43 条第1項参照)との理解でよいか。 ▼情報の安全管理措置(法第 49 条、資金移動業者府令第 24 条~第 26 条) 資金移動業者府令第 24 条に規定される情報 具体的にどのような措置が求められるかにつ 118 の安全管理措置については、業務の内容に照ら いては、個々の資金移動業者の業務の規模・特

し、利用者にとって信頼性、安全性が十分に確し 性に応じて異なると考えられることから明確な基 保されるよう、今後、指針等を示してほしい。 準お示しすることは困難ですが、事務ガイドライ ン(資金移動業者)において示された監督上の着 眼点を踏まえて、資金移動業者の業務の規模・ 特性に応じて適切な措置を講じる必要がありま す。 資金移動業者には、銀行等と同様、犯罪収益 資金移動業者府令第 26 条において、資金移 動業者は、利用者に関する各種情報を適切に取 移転防止法上の本人確認義務、疑わしい取引の 届出義務といったマネー・ローンダリング規制等 扱う措置を講じることとあるが、いわゆる犯罪歴 のある者等、特に過去に組織的犯罪処罰法や暴 の遵守や、反社会的勢力との関係遮断に向けた 119 / 力団対策法で処罰され一定期間を経ていない者 態勢整備の取組みが求められており、これらによ については、新たに資金移動業者を利用する者 り適切な体制が整備されるものと考えています。 としての資格要件規定を設け、これを満たさない 者の利用を禁ずる、といった法的対応が必要で はないか。 資金移動業に係る情報の安全管理措置、個 ご指摘の措置については、必ずしも銀行が行 人情報保護、委託先の監督、その他の利用者保 う送金業務と同一水準のものを求めるものでは 120 | 護にかかる措置等は、銀行等が行う送金業務に ありませんが、資金移動業者の業務の内容に応 おけるそれと同一水準のものが要求されるとの じて適切な体制が整備されている必要があると 理解でよいか。 考えます。 ▼委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置(法第50条、資金移動業者 府令第27条) 「履行保証金」及び「未達債務額の算出」は資 貴見のとおりと考えます。 金移動業者に課せられているのであって、業務 121 委託先に課せられているものではないとの理解 でよいか。 委託先の定義を明確に示してほしい。仮に、 資金移動業者から資金移動業の委託を受けた 銀行を介した資金移動の場合、銀行も「委託先」 者が委託先となります。銀行が資金移動業の委 122 となり、資金移動業者の監督を受けることになる 託を受ける場合には、その限度で資金移動業者 という理解でよいか。 から委託先としての監督を受けることとなります。 資金移動業者が海外送金を実施する形態とし 銀行が資金移動業者から送金にかかるインフ て、実際の資金送金を取引単位毎ではなく、一 ラの提供についてのみ委託を受けた場合、その 定期間分の取引をまとめて銀行経由 SWIFT で資 限度で委託先としての義務を負うこととなり、銀 金を送金する形態が考えられる。かかる形態で 行が法令上必要となる資金使途の確認や本人 銀行が送金部分の委託を受けた場合、資金移 確認を自ら実施することとなると考えられます。 123 動業者が個別取引の資金使途の確認や本人確 認を実施しており、銀行は個別取引の適法性確 認の義務を負わないとの認識でよいか。銀行が 資金移動業者からの送金業務の委託を受けた 場合の責任範囲を明確にしてほしい。

| | ▼銀行等が行う為替取引との誤認防止(法領 | 第51条、資金移動業者府令第28条) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| | 資金移動業府令第 28 条第3項は一定の事項 | 営業所を設けて為替取引を行わない場合に |
| 124 | を営業所の「窓口に掲示」することを求めてい | は、資金移動業者府令第 28 条第3項の適用は |
| | る。しかし、インターネットを利用した資金移動業 | ないものと考えられます。 |
| | など、営業所を設けることが常態ではない事業 | |
| | 形態もありうる。そのような事業形態の場合、同 | |
| | 条項はどのように適用されるのか。 | |
| | ▼利用者に対する情報の提供(法第51条、 | 資金移動業者府令第29条) |
| | 資金移動業者府令第 29 条について、「利用 | 資金移動業者府令第29条第1項第1号ロ又は |
| | 者」は、送金人及び受取人双方を含み、「為替取 | ハの「利用者」には送金人及び受取人の双方を |
| | 引に係る指図を行う利用者」は、送金人のみを | 含みますが、同項第1号の「為替取引に係る指 |
| | 含むという理解でよいか。 | 図を行う利用者」は、個別の資金移動業者が行う |
| 125 | | 為替取引の形態ごとに適切に判断されるべきも |
| 123 | | のと考えられます。当該資金移動業者が行う為 |
| | | 替取引の形態において、為替取引に係る指図を |
| | | 送金人が行うこととされている場合には、同号の |
| | | 「為替取引に係る指図を行う利用者」は、送金人 |
| | | を指すものと考えられます。 |
| | 資金移動業者府令第 29 条第1項第1号及び | 一回限りの為替取引を行う場合と、口座等を |
| | 第2号において、為替取引が「継続的に又は反 | 開設させるなどして継続的に又は反復して為替 |
| | 復して」か否かによって利用者に対して明示する | 取引を行うことを内容とする契約を締結する場合 |
| 126 | 事項が区別されているのは、どのような趣旨に | とでは、資金移動業者と利用者が一定期間継続 |
| 120 | 基づくのか。 | 的な契約関係にあるか否かにおいて異なり、後 |
| | | 者においては契約期間や当該契約期間の中途 |
| | | での解約時の取扱いについても重要な情報と考 |
| | | えられることから、区別して規定しています。 |
| | 資金移動業者府令第 29 条第1項第1号口に | 資金移動業者府令第 29 条第1項第1号口は、 |
| | 関し、複数の委託先、提携先が存在する場合、 | 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用 |
| | 個別の委託先、提携先との委託報酬、提携手数 | の金額、上限額又はこれらの計算方法を示すこ |
| | 料等については、その合計額又は計算方法のい | とを求めており、複数の委託先、提携先が存在す |
| | ずれかを示すことが必要となるとの理解でよい | る場合、個別の報酬及び手数料等の額を示すほ |
| 127 | か。 | か、その合計額や上限額、又はこれらの計算方 |
| 127 | 仮に、個別の委託報酬額、提携手数料額まで | 法のいずれかを示すことでも足りるものと考えま |
| | の情報提供が必要となると、企業の機密情報と | す。 |
| | なる個別の委託先、提携先との委託報酬、提携 | |
| | 手数料等が外部に具体的に明らかになってしま | |
| | い、委託先、提携先との交渉に著しい支障が生 | |
| | じることが危惧される。 | |
| 128 | 資金移動業者は、資金移動業者府令第 29 条 | 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費 |
| 120 | 第1項第1号により顧客に対し送金にかかる手 | 用の額については、上限額やこれらの計算方法 |

数料や費用等を明示することとされているが、送金時に手数料や費用等を確定して開示することが困難な場合がある。したがって、本条における明示の内容は、具体的には、手数料、付加的なサービスにかかる料金(該当するものがある場合)、為替レート、送金の受取人が受領する金額又はその計算方法若しくは根拠等の開示で足りるとすべきである。すなわち、一定の国、例えば中国への送金では、中国の法律により中国国内の顧客が実際に資金を受領する時点まで中国元のレートが確定されないため、送金時に手数料や費用等を確定して開示することが困難な場合がある。かかる場合には参考レートで換算した予定額を示すことで足りると解してよいか。

を明示することでも足りることとしています。

また、為替レートにつきましては、ご指摘を踏まえ、換算額や換算に用いる為替レートの計算方法を明示することでも足りるよう条文を修正しており、例えば参考レートで換算した予定額を示すことでも足りるものと考えます。

資金移動業者府令第29条第1項第2号に関して、本号は「為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約」を締結した場合にのみ情報提供を義務付けるものか、あるいは当該契約に基づく個別の為替取引を行う都度、情報提供をすることを義務付けるものか。前者であるとすると、本号ロ、本項第1号二に掲げる事項は個別の為替取引により変動するため、告知をすることが不可能ではないか。

129

130

前段につきましては、契約締結時に情報提供 を求めるものです。

後段につきましては、資金移動業者府令第 29 条第1項第1号二については、ご指摘を踏まえ、 換算額や換算に用いる為替レートの計算方法を 明示することでも足りるよう条文を修正しました。

反復継続する為替取引契約の締結時において利用者に明示すべき事項について資金移動業者府令第29条第1項第2号口において同項第1号二「当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準」を準用する場合について、単に「標準」とされてしまうとレートの計算方法を記載することでは足りなくなってしまう。日々変動する為替相場とその反復継続性による簡素化の必要性に鑑み、同号口と同様に、「又はこれらの計算方法」と付加修正する必要があるのではないか。また、そのように修正したとしても、利用者は個別の為替取引時に「これらの計算方法」を元に実際に「換算した金額」を求めることが可能であり、利用者に特段の不利益は生じないものと思われる。

ご指摘を踏まえ、換算額や換算に用いる為替 レートの計算方法を明示することでも足りるよう 条文を修正しました。

資金移動業者府令第29条第2項に関して、本 3131 条1項ニに掲げる事項を為替証書等に表示する

ことは実務上不可能ではないか。 ▼受取証書の交付(法第 51 条、資金移動業者府令第 30 条) 送金資金を資金移動業者が立て替える場合、 貴見のとおりと考えます。 資金移動業者が利用者から「金銭その他の資金 132 を受領したとき」に該当しないので、立替金を資 金移動業者が利用者から受領するまでは受領 証書の交付義務は生じないとの理解でよいか。 資金移動業者府令第 30 条第4項の電磁的方 資金移動業者府令第 30 条第4項は、電磁的 法による「承諾」については、例えばウェブ上で 方法により提供する場合には、あらかじめ、利用 規約内に電磁的交付をする旨明記した上で顧客 者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内 が当該規約にクリックすることで同意(承諾)を得 容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得 たと解してよいか。 なければならないこととされています。ウェブ上の 133 規約内に記載することで、実質的に利用者が電 磁的方法により交付されるということを認識せず にクリックすることが容易に想定される場合など、 承諾が必ずしも有効とみなされないことがありう る点にご留意下さい。 ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませ ATM を経由して契約者が資金移動業者に資 金を受け渡す場合、資金移動業者府令第 30 条 んが、資金移動業者府令第 30 条第3項の規定 第3項の規定に該当するときは、ATM から排出 に該当するときは、受取証書の交付は不要となり 134 する明細票の表示内容は同府令第 30 条第1項 ます。 に該当しないと考えてよいか。 ▼その他利用者保護を図るための措置(法第51条、資金移動業者府令第31条) 資金移動業者府令第 31 条第1号にいう「捜査 捜査機関等からの情報提供については、かか 機関等から当該為替取引が詐欺等の犯罪行為 る情報について資金移動業者において調査し、 に利用された旨の情報の提供がある」とは、裁 取引停止等の判断を行うこととなります。情報提 判所の令状等に基づく正式な要請があった場合 供の方法については、裁判所の令状等に基づく 135 と考えてよいか。捜査機関による任意の口頭で 方法等に限るものではありません。 契約約款の取引停止事由として法令で規定さ の情報提供を指すとすると、顧客の嫌疑が公的 に判定される前に取引停止することになり、かえ れているような場合を規定しておくなど、資金移 って顧客側から財産権侵害を理由に争われる危 動業者として法令において求められる義務を適 険があると考える。 切に履行できる態勢を構築する必要があります。

| 4. 資 | 4. 資金移動業者の監督 | | |
|------|------------------------|--------------|--|
| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 | |
| | ▼資金移動業者登録簿の縦覧(法第39条. | 資金移動業者府令第8条) | |
| | 資金移動業者府令第8条により資金移動業者 | 貴見のとおりと考えます。 | |
| 106 | 登録簿において開示される事項は、法第39条第 | | |
| 136 | 1項に記載されている事項に限定されるとの理 | | |
| | 解でよいか。 | | |

▼変更の届出(法第 41 条、資金移動業者府令第 10 条)

137

資金移動業者として申請後における営業所の 新設及び改廃については、法第 41 条に「遅滞な く、その旨を内閣総理大臣に届け出なければな らない。」と定めているが、毎月1回程度の頻度 で期間に発生した届出を行うことで要件を満たす ことが可能か。

法第 41 条は、法第 38 条第1項各号に掲げる 事項のいずれかに変更があったときは、合理的 な期間内に届出を行うことを求めており、毎月1 回程度の頻度で届出をすることは、必ずしも「遅 滞なく」届出を行うことにならない場合もあると考 えます。

▼帳簿書類(法第52条、資金移動業者府令第33条)

138

法第 52 条に関して、外部委託をしている資金 移動業者の帳簿書類については、外部委託先で 適切に保存されていれば、当該資金移動業者に おいては当該帳簿書類の電子的データ又はこれ へのアクセスを有することで足りるとすべきと考 える。

資金移動業者の帳簿書類については、当該資 金移動業者において保存することが必要となりま す。なお、内閣府の所管する金融関連法令に係 る民間事業者等が行う書面の保存等における情 報通信の技術の利用に関する法律施行規則に より、帳簿書類の保存に代えて電子的記録によ る保存を行うことも可能ですが、委託先へのアク セスを可能としているだけでは足りないと考えら れます。

▼法令違反行為等の届出(資金移動業者府令第39条)

資金移動業者府令第39条にかかる委任規定 139 | が法においてはないように思われるが、本条は 法のどの規定に基づく義務か。

本条は、法第105条を根拠規定としています。

資金移動業者は他業禁止が定められていな いので、特に資金移動業に限定することなく、当 該業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を きたす行為又はそのおそれがある場合には届出 をさせるべきではないか。

140

資金移動業者府令第 39 条では、資金移動業 者が、取締役等に資金移動業に関して法令違反 行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に 支障を来す行為があったことを知った場合に、届 出書を提出することを求めています。

この点、資金移動業以外の業務において法令 違反行為等があったことにより資金移動業の適 正かつ確実な遂行に支障を来す場合は、同条に 基づく届出書の提出が必要と考えられますが、 他業の失敗が波及して資金移動も含めた企業の 経営が危うくなるような場合まで届出を義務付け ることはできないと考えています。

Ⅲ 認定資金決済事業者協会

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------------|-----------------------|
| | ▼認定資金決済事業者協会への加入 | |
| 141 | 認定資金決済事業者協会への加入は義務付 | 貴見のとおりと考えます。 |
| 141 | けられておらず任意であるとの理解でよいか。 | |
| | ▼認定資金決済事業者協会認定申請書の | 添付書類(法第87条、令第23条、協会府令 |
| | 第2条) | |
| | 協会府令第2条第4号の規定により、登録申 | ご指摘を踏まえ、「(本籍の記載のあるものに |
| | 請書の添付書類として「役員の住民票の抄本」 | 限る。)」を削除する旨条文を修正しました。 |
| 142 | が必要とされているが、本籍地については機微 | |
| 142 | 情報でもあることから、「(本籍の記載のあるもの | |
| | に限る。)」との文言は、削除することが適当では | |
| | ないか | |

Ⅳ 指定紛争解決機関

| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------------|------------------------|
| | ▼資金移動業関連苦情等(ADR 府令第1条) | |
| | ADR 府令第1条第4項により、「資金移動業関 | ご指摘の原因関係の示す内容は明らかでは |
| | 連苦情」とは「資金移動業に関する苦情」、「資金 | ありませんが、「資金移動業関連苦情」や「資金 |
| | 移動業関連紛争」とは「資金移動業に関する紛 | 移動業関連紛争」は資金移動業に関連するもの |
| | 争で当事者が和解をすることができるもの」と規 | であり、資金移動業の業務範囲に含まれないも |
| | 定されているが、資金移動の原因関係に由来す | のは対象となりません。 |
| | る苦情又は紛争が含まれると解釈されるおそれ | |
| 143 | がある。しかし、これらの紛争まで含まれるとす | |
| 143 | ると、原因関係に関する紛争解決についての別 | |
| | 段の合意等と矛盾する結果となるおそれや、紛 | |
| | 争の本質が資金移動業に起因するのではなく原 | |
| | 因関係の問題として解決されるべき紛争まで持 | |
| | ち込まれるおそれがある。そこで、両定義から、 | |
| | 資金移動の原因関係に由来する苦情及び紛争 | |
| | を除外してほしい。 | |

Ⅴ その他

| 1. 資 | 1. 資金決済法全般 | | |
|------|--|--|--|
| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 | |
| | ▼「銀行等」の範囲 | | |
| 144 | ▼「銀行等」の範囲 法及び令における「銀行等」には、外国銀行支店で銀行法第 47 条第1項の免許を受けたものが入るべきと考えられるが、かかる理解でよいか。仮にそうでない場合には入るように修正されるべきである。 ▼出資法との関係 資金の送金・受取に際して、利用者は、まず資金移動業者が管理するアカウントを開設し、当該アカウントで資金を受け取る、という資金移動業のビジネスモデルが、主にインターネットを介して行う送金サービスの場合に、有力かつ実際的な手法として想定できる。 このようなビジネスモデルは、出資法第2条の「預り金」の禁止に抵触するおそれがあると思われるが、事務ガイドラインに規定されている「預り金」の要件をふまえ、資金移動業者が、利用者の送金・受取のためにアカウントで資金を受け入れることが、どの程度許容されるのか、明らかにされたい。 | 法及び令における「銀行等」には銀行法第 47 条第1項の規定により免許を受けた外国銀行支 店が含まれるものと考えています。 例えば、資金移動業者が、送金依頼人から送 金指図を受けるとともに、当該指図に係る送金資 金を送金依頼人のアカウントに受け入れるなど、 送金資金が具体的な送金依頼と結びついている 場合には、当該送金資金の受入れは、出資法第 2条第2項で禁止される「預り金」には該当しない と考えられます。 ただし、資金移動業者は、銀行と異なり預金の 受入れはできず(銀行法第2条第2項)、送金と 無関係に資金を預かったり、送金用口座と称して 長期間金銭を預かり利息を付すなど、その実態 によっては実質的に「預り金」に該当する場合も 考えられます。したがって、個別事例ごとに、事 務ガイドライン(預り金)2-1-1(2)に掲げる要 | |
| 146 | 資金移動業者としての登録をすれば、金銭の 払戻し(換金性)を認めても、出資法第2条第1項 の「預り金」規制に反しないという理解でよいか。 | (イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ | |
| | ▼法令の周知について | | |
| 147 | 今回の施行によって、具体的にどのような業 者が規制対象となり、何をすべきなのか、相談窓 口はどこか、など具体的に告知してほしい。 | ご指摘を踏まえ、適切な周知を図ってまいりた いと考えています。 | |
| | ▼収納代行サービス等 | | |
| 148 | 「資金移動業」について、業として資金移動を 行うものと解釈し、以下の業態についても、登 録・資産保全を義務付けるなどの規制をするよう | 平成21年1月14日付金融審議会金融分科会 第二部会報告書においては、「共通した認識を得 ることが困難であった事項については、性急に制 | |

政令・府令でも明記してほしい。

- ① 収納代行業
- ② 代金引換業
- ③ 決済代行業

その理由として、前払式支払手段発行者の登録について、「公序良俗違反」を広くとらえることで、悪質な取引の決済に前払式支払手段が利用されることが防止されるものと思われる。前記①~③の支払方法も、悪質な取引に利用される事例は数多くある。

資金移動業の規制(収納代行に関して)オンラインゲームなどで子供がトラブルに巻き込まれる例が増えている。無料ゲームサイトに登録したら有料サイトに入ってしまった場合など、かなり低年齢の子供たちが高額の契約をすることがある。代金の支払いに、収納代行などが利用されます。未成年者がコンビニで、収納代行を利用した決済をする場合、コンビニレジでは未成年者の契約であることを認識できるはずである。お小遣いの範囲を超え、毎日毎日高額の取引を繰り返した例があるにもかかわらずコンビニ本部もゲーム会社側も未成年者取消しに応じず返金がなされないことがあった。健全な青少年育成のためにも収納代行業などの規制は必要である。

決済方法の組み合わせによる被害の増大について いわゆる「さくら」による悪質出会い系サイトで最初、銀行振込みをしていたが、夜間に入りやむを得ずカード決済をした。また、日曜日に出会う約束をしたにも関わらず、日時や正確な場所指定がないまま1日中振り回され、メール送受のためにポイントを追加購入するためコンビニ決済や電子マネー決済をするなど、様々な決済方法が組み合わされることにより被害が増大している。今回の資金決済法は、マネロン対策や事業者倒産時の消費者保護が重点のようであるが、公序良俗違反事業者との加盟店契約の排除など、健全な社会形成にも有用と考える。ぜひ、登録制度強化をお願いしたい。

度整備を図ることなく、将来の課題とすることが 適当」とされており、利用者保護に欠ける事態等 が生じないよう引き続き注視していくこととしてい ます。

150

151

149

収納代行業・コンビニ収納代行業について、以

貴重なご意見として参考にさせていただきま

下に述べるような被害実情があるので、運用に す。 当たって留意するとともに更なる法改正をご検討 いただきたい。 《コンビニ収納の問題点1》金融機関と違いフラ ンチャイズであるコンビニでは倒産、廃業等のリ スクが比較にならないほど大きいと思われる。ま た収納作業はバーコード読取方式で誰でも手軽 にできるが、データの読み取り・送信ミス、実際 の入金とデータの照合作業等の正確性等の点で 若干信頼性を疑われる場合があると思われる。 《コンビニ収納の問題点2》金融機関での振込 みに対する監視や振り込め詐欺救済法が施行さ れたが、コンビニは収納システムを提供する代 理店等を通じて以下のような振り込め詐欺まが いのサイトに料金回収の手段を与えている。24 時間いつでも振込めるコンビニは、メール等で冷 静な判断力を失わせて振込ませるのに悪用され やすい側面がある。このようなサイトがコンビニ 決済を利用できないよう、コンビニが利用先につ いて十分な調査をするよう規制対象としてほし い。 ▼ポイントサービス 今後の課題として、ポイントサービスについ 貴重なご意見として参考にさせていただきま 152 て、登録制をとり、資産保全措置などの法規制に す。 ついてご検討いただきたい。 オンラインゲーム会社における未使用ポイント 税法上の解釈については、国税庁等にご照会 は法人税法上はユーザーから入金があった時点 ください。 で売上として課税されているが、この法律上は供 153 | 託等の処置が必要な未使用残高とされてしまう こととなる。この法律の施行に伴い法人税法上 の未使用ポイントの性格の解釈も変わってしか るべきではないか。 2. 犯罪収益移転防止法施行規則 金融庁の考え方 No. コメントの概要 資金移動業者が本人確認済みである契約者 10 万円を超える現金の受払いをする取引で為 替取引を伴うものであっても、暗証番号の確認等 が ATM で 10 万円以上の預入れをする場合、犯 罪収益移転防止法施行規則第3条に定める本 犯罪収益移転防止法施行規則第7条第1項に定 154 人確認は不要と考えてよいか。 める方法により、その顧客について本人確認済 みであることを確認すれば、本人確認不要の取 扱いをすることが認められています。

| 3. 釗 | 3. 銀行法施行規則 | | |
|------|---------------------------|---------------------------------|--|
| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 | |
| 155 | 銀行子会社又は銀行持株子会社であるクレジ | 銀行子会社又は銀行持株子会社であるクレジ | |
| | ットカード会社は、自ら資金移動業を行うことが | ットカード会社については、資金移動業者として | |
| | できるかについて解釈を示してほしい。 | 登録を受ければ、自ら資金移動業を行うことが可 | |
| | | 能と考えられます。 | |
| | 銀行法施行規則(昭和 57 年大蔵省令第 10 | 銀行が資金移動業者から委託を受けて、資金 | |
| | 号)の改正により、銀行は資金移動業の代理又 | 移動業の代理又は媒介を行う場合には、銀行が | |
| | は媒介を行う(委託先となる)ことが認められると | 届出や認可等の手続を行う必要はありません。 | |
| 156 | 理解するが、その場合、銀行としては特に、届 | ただし、資金移動業の委託先の商号又は名称等 | |
| 130 | 出・認可等の手続は必要ないとの理解でよい | については、登録申請書の記載事項とされてお | |
| | か。 | り、新たに委託先となった者に関しては、資金移 | |
| | | 動業者において変更届を提出していただく必要 | |
| | | があります。 | |
| | 銀行法施行規則第 17 条の2第 10 項第1号、 | ご意見を踏まえ、修正します(銀行法施行規則 | |
| | 第3号が改正され、最後のカッコ書きに「(銀行法 | 第 34 条の 16 第8項、長銀法施行規則第5条の6 | |
| | 第 16 条の2第1項)第5号の2」の少額短期保険 | 第8項)。 | |
| 157 | 業者が追加された一方、銀行持株会社について | | |
| | の規定である銀行法施行規則第34条の16第8 | | |
| | 項は改正されていないが、同様に「第5号の2」を | | |
| | 追加する必要がある。 | | |
| | 外国資金移動業者(法第2条第4項)は銀行 | 外国資金移動業者が銀行業を営む外国の会 | |
| | 業を営む外国の会社に該当するのか。 | 社に該当するかどうかについては、 | |
| | | ① 外国の法令に準拠して(外国当局から銀行 | |
| | | 業の免許等を受けて)、銀行業を営む者は、銀行 | |
| | | 業を営む外国の会社に該当するものと考えられ | |
| 158 | | ます(銀行法第 16 条の2第1項第7号)。 | |
| | | ② 外国において銀行業ではなく、法に相当す | |
| | | る当該外国の法令の規定により為替取引を業と | |
| | | して営む者は、外国資金移動業者であり、銀行 | |
| | | 業を営む外国の会社には該当しないものと考え | |
| | | られます。 | |
| | 外国資金移動業者が銀行業を営む外国の会 | ① 外国の法令に準拠して(外国当局から銀 | |
| | 社に該当するとして、法第 37 条の登録を受けて | 行業の免許等を受けて)、外国において銀行業を | |
| | 資金移動業者(法第2条第3項)となった外国資 | 営む者は、銀行業を営む外国の会社に該当する | |
| 159 | 金移動業者を銀行の子会社とする場合、銀行法 | ものと考えられます(銀行法第 16 条の2第1項第 | |
| | 第 16 条の2第1項第2号の2と第7号のどちらの | 7号)。 | |
| | 子会社に該当するのか。 | ② 外国において銀行業ではなく、法に相当す | |
| | | る当該外国の法令の規定により為替取引を業と | |
| | | して営む外国資金移動業者が、法第 37 条の登 | |

| | | 録を受けた場合は、資金移動業者になるものと |
|------|----------------------------|---------------------------|
| | | 考えられます(銀行法第16条の2第1項第2号の |
| | | 2)。 |
| | 銀行法施行規則第 17 条の2第 10 項、保険業 | ① 子会社にしようとする会社が、外国におい |
| | 法施行規則第56条第9項等について、「(預金の | て外国の銀行法令に準拠して(外国当局から銀 |
| | 受入れ、資金の貸付けを行わない)資金移動業 | 行業の免許等を受けて)為替取引を行う者である |
| | (に相当する業務)を営む外国の会社」を銀行や | 場合は、銀行業を営む外国の会社に該当するも |
| | 保険会社の子会社とした場合の規律はどうなる | のと考えられます(銀行法第 16 条の2第1項第7 |
| | のか。 | 号)。 |
| | | ② 子会社にしようとする会社が、外国におい |
| | | て外国の銀行法令に準拠せず(外国当局から銀 |
| | | 行業の免許等を受けずに、法に相当する法律に |
| | | 基づく登録等を取得して)為替取引を行う者であ |
| | | る場合は、当該会社は、外国資金移動業者とし |
| | | て、法第37条の登録を受ける必要があります。 |
| | | このため、保険会社の子会社である(預金の受 |
| 100 | | 入れ、資金の貸付けを行わない)資金移動業(に |
| 160 | | 相当する業務)を営む外国の会社が、外国の法 |
| | | 令に準拠して(外国当局から銀行業の免許等を |
| | | 受けて)銀行業を営んでいる場合には、当該子会 |
| | | 社は銀行業を営む外国の会社に該当するため、 |
| | | 当該保険会社は銀行専門関連業務を行う子会 |
| | | 社を有することができます。 |
| | | 一方、保険会社の子会社である(預金の受入 |
| | | れ、資金の貸付けを行わない)資金移動業(に相 |
| | | 当する業務)を営む外国の会社が外国資金移動 |
| | | 業者として法第37条の登録を受けて資金移動業 |
| | | 者として子会社となった場合に、当該子会社は銀 |
| | | 行業を営む外国の会社には該当しないため、当 |
| | | 該保険会社は銀行専門関連業務を行う子会社を |
| | | 有することはできません。 |
| 4. 伢 | 张 险業法施行規則 | |
| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
| | 保険業法施行規則第 56 条第9項(旧第8項) | ご指摘を踏まえ、本改正で修正します。 |
| | の第5号、第6号、第7号ではそれぞれ「次条第7 | |
| | 項」「次条第8項」「次条第9項」とあるが、平成 21 | |
| 161 | 年3月31日の改正で第56条の2第3項が削除さ | |
| | れて項ずれが生じているため、それぞれ「次条第 | |
| 1 | 6項」「次条第7項」「次条第8項」とする必要があ | |
| | | |

| | 保険業法施行規則第56条の2第9項第1号は | ご指摘の場合に保険業法第106条第4項の認 |
|-----|------------------------------|-----------------------------|
| | 保険会社の子会社が行う金融関連業務のうち認 | 可が不要な点が明確になるよう修正します。 |
| 162 | 可ではなく届出で済むものの範囲を定めており、 | |
| | 現在、「第2項第1号から第34号の2までに掲げ | |
| | る業務」となっているが、第34号の2の2の業務 | |
| | (資金移動業者が営む資金移動業の代理又は | |
| | 媒介)を加え「第2項第1号から第 34 号の2の2 | |
| | までに掲げる業務」とすべきである。 | |
| | 保険業法施行規則第 210 条の7第9項第3 | ご指摘を踏まえ、本改正で修正します。 |
| | 号、第4号、第7号中の「第 34 号」を「第 34 号の | |
| | 3」に修正すべきである。保険会社の子会社につ | |
| 163 | いての規定である保険業法施行規則第 56 条第 | |
| | 9項(旧第8項)各号については、平成 20 年 12 | |
| | 月5日の金商法関係の改正で既に「第 34 号の | |
| | 3」に修正されている。 | |
| | 保険業法施行規則第 56 条の2第2項第 13 号 | ご指摘の点につき、重複関係にない立場に従 |
| | と銀行法施行規則第 17 条の3第2項第2号につ | って修正します。 |
| 164 | いて、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介」と | |
| | 「資金移動業の代理又は媒介」は重複関係にあ | |
| | るのか。 | |
| | 保険業法施行規則第56条第9項について(第 | 資金移動専門会社を子会社とする持株会社を |
| | 210 条の7第9項も同様)、今回の保険業法の改 | 子会社とすることが可能な点を明らかにするた |
| | 正(保険業法第 106 条第1項第4号の2)により、 | め、所要の修正を行います(保険業法施行規則 |
| 105 | 保険会社は資金移動専門会社を子会社として保 | 第 56 条第9項第4号、第 210 条の7第9項第4 |
| 165 | 有することが可能になったが、資金移動専門会 | 号)。 |
| | 社を子会社とする持株会社を保険会社の子会社 | |
| | として保有することは可能か確認したい。 | |
| | | |
| | 保険業法施行規則第 56 条第9項第1号にお | ご指摘を踏まえ、本改正で「銀行業」を「保険 |
| 166 | いて「信託業を営む外国の会社(銀行業を営む | 業」に修正します。 |
| | 外国の会社に該当するものを除く。)」とあるのは | |
| | 「信託業を営む外国の会社(保険業を行う外国 | |
| | の会社に該当するものを除く。)」の誤りではない | |
| | か。 | |
| 167 | 保険業法施行規則第 210 条の7第9項柱書き | 貴見のとおりと考えます。 |
| | について、第 56 条第9項と異なり、保険持株会 | |
| | 社についての規定である第 210 条の7第9項は | |
| | 改正しない案が示されている。 | |
| | これは、第 56 条第9項であれば同条第4項第 | |
| | 1号の少額短期保険業者は保険会社の子会社 | |

| | としての少額短期保険業者であるので「その(保 | |
|------|---|---------------------------|
| | 険会社の)子会社」に含めることができるが、第 | |
| | 210 条の7第9項の場合、同条第1項第1号の少 | |
| | 額短期保険業者は保険持株会社の子会社とし | |
| | ての少額短期保険業者であるので「その(保険 | |
| | 会社の)子会社」含めることができないためとの | |
| | 理解でよいか。 | |
| | 保険業法施行規則第 210 条の7第9項柱書き | 貴重なご意見として参考にさせていただきま |
| | の「第 56 条の2第1項各号」は「(第 210 条の7) | す。 |
| | 第2項各号」に、「主として保険会社、その子会社 | |
| | 又は第1項各号に掲げる者」は「主として保険持 | |
| 400 | 株会社、その子会社又は第1項各号(第1項第1 | |
| 168 | 号の2若しくは第2号)に掲げる者」にすべきでは | |
| | ないか。また、第210条の7第9項第1号から第7 | |
| | 号の「第56条の2第1項各号及び第2項各号」は | |
| | 「(第210条の7)第2項各号及び第56条の2第2 | |
| | 項各号」にすべきではないか。 | |
| | 保険業法施行規則第 210 条の7第2項第6号 | ご指摘を踏まえ、本改正で修正します。 |
| | について、カッコ書きが「第 10 号に該当するもの | |
| 100 | を除く」となっているが、第 56 条の2第1項6号、 | |
| 169 | 銀行法施行規則第17条の3第1項第7号、第34 | |
| | 条の 16 第3項第7号と比較すると、「第9号に該 | |
| | 当するものを除く」が正しいと考える。 | |
| 5. 党 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
| | 労金則第 43 条第1項第5号において「(以下 | ご指摘を踏まえ、労金法や労金令にあわせ、労 |
| | 「連合会」という。)」とされている一方、労金則第 | 金則第43条第1項第5号中「(以下「連合会」とい |
| 170 | 45 条第1項等で「労働金庫連合会」という用語が | う。)」を削り、以降「連合会」と略しているものに |
| | 使用されており、規定の整理が必要ではない | ついては「労働金庫連合会」に修正します。 |
| | か。 | |
| | 労金則第 45 条第5項第1号の4中「資金移動 | ご指摘を踏まえ、労金則第 45 条第5項第1号 |
| 171 | 業」の下に「(同法第2条第2項に規定する資金 | の4中「資金移動業」の下に「(同法第2条第2項 |
| | 移動業をいう。)」を加えるべきではないか。 | に規定する資金移動業をいう。)」を加えます。 |
| | 労金則第 45 条第1項柱書及び第 10 項ただし | 労金則第 13 条第2号イに規定されているとお |
| | 書並びに労金則第51条第1項第1号に規定する | り、労金則第45条第1項柱書及び同条第10項た |
| 170 | 「子会社」は、労金則第51条第2項第2号に規定 | だし書並びに第 51 条第1項第1号及び第2項第 |
| 172 | する「子会社」と同様、労金法第 58 条の5第1項 | 2号に規定する「子会社」はすべて法第 32 条第5 |
| | 第6号に規定する「子会社」の意であると解して | 項に規定する「子会社」であると考えられます。 |
| i l | 30 11-30 PC 1 A 12 30 PC 13 CO O C 13 C C | |
| | よいか。 | |
| 173 | | 労金法第 58 条の5第1項第8号において「前各 |

| | 第 58 条の5第1項第1号の2に規定する会社に関する規定は見当たらないため、当該会社を子会社とする持株会社は、信託兼営銀行(同項第1号)・保険会社(同項第4号)・少額短期保険業者(同項第4号の2)の各会社を子会社とする持株会社と同様、労金連合会の子会社とすることはできないものと解してよいか。 | 号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で府令で定めるもの。」とありますが、労金則第 45 条第 10 項各号は川下持株会社の子会社の範囲を規定するものではなく、当該持株会社自ら営むことができる業務範囲を定めたものであり、信託兼営銀行・保険会社・少額短期保険業者の各会社を子会社とする持株会社を禁止するものではありません。 したがって、労働金庫連合会は資金移動専門会社を子会社とする川下持株会社を子会社とす |
|-----|---|--|
| | | ることが可能です。 しかしながら、資金移動業者を子会社とする持株会社の業務範囲を定めた規定が無いことから、労金則第45条第10項を修正します。 |
| | 労金則第 45 条第 10 項第3号中「法第 58 条の | ご指摘を踏まえ、「法第 58 条の5第1項第1号 |
| | 5第1項第1号、第4号及び第5号」を「法第58条 | こ相間を聞まれ、「法第 36 米の5第 「項第 「号 及び第4号から第5号まで」に修正します。 |
| 174 | の5第1項第1号及び第4号から第5号まで」に | 人し パエ・パル・フォック ひ くごに 珍正 しの 7 。 |
| | 改めるべきではないか。 | |
| | 労金則第 45 条第 10 項第4号中「から第4号」 | ご指摘を踏まえ、「から第4号」を「及び第2号か |
| 175 | を「、第2号から第4号の2」ではなく「及び第2号 | ら第4号の2」に修正します。 |
| | から第4号の2」に改めるべきではないか。 | |
| | 労金則第51条第1項第2号中「法第58条の5 | ご指摘を踏まえ、「法第 58 の5第2項第6号に |
| | 第2項第7号に規定する保険子会社等(次項第3 | 規定する証券子会社等」を「証券子会社等(法第 |
| | 号において同じ。)」は「保険子会社等(法第 58 | 58 条の5第2項第6号に規定する証券子会社等 |
| 470 | 条の5第2項第7号に規定する保険子会社等を | をいう。)」に、「法第 58 条の5第2項第7号に規 |
| 176 | いう。次項第3号において同じ。)」とすべきでは | 定する保険子会社等(次項第3号において同 |
| | ないか。 | じ。)」を「保険子会社等(法第 58 条の5第2項第 |
| | | 7号に規定する保険子会社等をいう。次項第3号 |
| | | において同じ。)」に修正します。 |
| | 法附則第2条の規定により前払式証票規制法 | ご指摘を踏まえ、労金則第 45 条第5項第 10 号 |
| | が廃止されるとともに、法では、紙型・IC型の前 | を同項第9号に統合します。 |
| | 払式支払手段に加えサーバ型前払式支払手段 | |
| 177 | についても適用対象とされることから、労金則第 | |
| | 45条第5項第9号だけではなく、同項第 10号(い | |
| | わゆる「ネットワーク上のプリペイド事業」)につい | |
| | ても改正する必要はないか。 | |
| | 平成 18 年金融庁・厚生労働省告示第3号及 | 貴見のとおりと考えます。 |
| 178 | び同第4号の改正により、労働金庫及び労働金 | |
| | 庫連合会は「資金移動業者」が営む「資金移動 | |
| | 業の代理又は媒介」を行うことができるようにな | |

| るが、同第5号については、今回、改正案が示されていないため、「資金移動業者が営む資金移動業の代理に付随して行う債務の保証」を労働金庫及び労働金庫連合会が行うことも可能と解してよいか。 ① 労働金庫及び労働金庫連合会は、法第 44 条に規定する「履行保証金保全契約」を資金移動業者との間で締結することができると理解しているが、当該「履行保証金保全契約」を締結するとができると理解しているが、当該「履行保証金保全契約」を締結すると解してよいか。 ② もし、差し支えない場合には、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる債務の保証は、労金制第者との間の「履行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」の締結に限られると解していいが、 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 ② また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」を締結する業務についても、「債務の保証」に該当する場合、労働金庫及び労働金庫連合会が締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」を「第51条第1項第1号及び同条第2項第2号」に修正します。 古ではないか。 平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第58条の5第1項第1号ともの文を第1項第1号の改正により、「特定上はより、「特定上は行の定義に、いわゆる資金を動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融 中「労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行下は予算1分の定義に、いわゆる資金を動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融 中「労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会、銀行下は予算1つの定義に、いわゆる資金を動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融 中「労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会、銀行下は予算1号の2に掲げるものを除く。」」を新設しないこととします。 「指摘を踏まえ、平成14年告示第3条の「第1項第1号の2に掲げるものを除く。」」を新設しないこととします。 | | | |
|--|-----|----------------------------------|--------------------------------|
| 動業の代理に付随して行う債務の保証」を労働 金庫及び労働金庫連合会が行うことも可能と解してよいか。 | | るが、同第5号については、今回、改正案が示さ | |
| 金庫及び労働金庫連合会が行うことも可能と解してよいか。 ① 労働金庫及び労働金庫連合会は、法第 44 条に規定する「履行保証金保全契約」を資金 移動業者との間で締結することができる定理解しているが、当該下履行保証金保全契約と資金 をの2第1項第5号の「債務の保証」に該当する と解してよいか。 ② もし、差し支えない場合には、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる債務の保証は、労金法第1項各号の関係保証・保全契約」の 締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」の 締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」が 締結する主然についても、「債務の保証」に該当する場合、労働金庫連合会が統結する主ができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」を「東第1項第1号及び第2項第2号」に修正します。 きではないか。 平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」を「東第1項第1号及び同条第2項第2号」 「多条第1項第1号及び同条第2項第2号」 「修正します。 | | れていないため、「資金移動業者が営む資金移 | |
| してよいか。 ① 労働金庫及び労働金庫達合会は、法第 | | 動業の代理に付随して行う債務の保証」を労働 | |
| ① 労働金庫及び労働金庫連合会は、法第 44 条に規定する「履行保証金保全契約」を資金 移動業者との間で締結することができると理解しているが、当該「履行保証金保全契約」を締結する業務は、58条第2項第7号及び第58条の2第1項第5号の「債務の保証」に該当すると解してよいか。 ② もし、差し支えない場合には、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる債務の保証は、労金則第42条第1項各号及び第43条第1項各号に限定列挙されているため、労働金庫及び労働金庫連合会が代理業務を行っている資金移動業者との間の「履行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」をではないか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」に修正します。 180 180 下 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」をではないか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」に修正します。 「指摘を踏まえ、「及び第51条第1項第2号」に修正します。 「指摘を踏まえ、「及び第51条第1項第2号」に修正します。 「指摘を踏まえ、「及び第51条第1項第2号」に修正します。 「指摘を踏まえ、下成 14 年告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第58条の5第1項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわゆる信託書登銀行に限られる)と解してよいか。 労金削第45条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成 14 年告 第3条中「労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会、銀行」の下側では近くいた。 「指摘を踏まえ、平成 14 年告示第4号第3条方・1項第1号の第3条第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号の2に掲げるもの」に修正し、同告示第3条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の第2号に対しては、第2号に対しては、第2号に対しては、第2号に対しては、第2号に対しては、第2号に対しては、第2号に対しては、第2号には、 | | 金庫及び労働金庫連合会が行うことも可能と解 | |
| 44 条に規定する「履行保証金保全契約」を資金 移動業者との間で締結することができると理解しているが、当該「履行保証金保全契約」を締結する業務は、労金法第58条第2項第7号及び第58条の2第1項第5号の「債務の保証」に該当すると解してよいか。 ② もし、差し支えない場合には、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる債務の保証は、労金則第42条第1項各号と以第43条第1項各号に限定列挙されているため、労働金庫及び労働金庫連合会が代理業務を行っている資金移動業者との間の「履行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 ・ | | してよいか。 | |
| 移動業者との間で締結することができると理解しているが、当該「履行保証金保全契約」を締結する業務は、労金法第58条第2項第7号及び第58条の2第1項第5号の「債務の保証」に該当すると解してよいか。 ② もし、差し支えない場合には、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる債務の保証は、労金則第42条第1項各号及び第43条第1項各号人び第43条第1項各号に限定列挙されているとか、労働金庫及び労働金庫連合会が代理業務を行っている資金移動業者との間の「履行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 中成は年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」を「、第51条第1項第1号及び第2号」に限られると解してよいか。 中成14年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」に修正します。 「指摘を踏まえ、「及び第51条第1項第2号」を「近はないか。 中成14年金融庁・厚生労働省告示第4号の第5条第1項第1号及び同条第2項第2号」に修正します。 「指摘を踏まえ、「及び第51条第1項第2号」に修正します。 「指摘を踏まえ、「及び第51条第1項第2号」に修正します。 「指摘を踏まえ、「及び第51条第1項第2号」に修正します。 「指摘を踏まえ、「及び第51条第1項第2号」に修正します。 「指摘を踏まえ、「及び第51条第1項第2号」に修正します。 「指摘を踏まえ、「及び第51条第1項第2号」に修正します。 「指摘を踏まえ、下成 14 年告示第4号第3条に規定する「銀行「銀行一般ではなく、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融 庁・厚生労働省告示第4号の改正により、「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第1号の2に掲げるもの)に修正し、同告示第3条の2を新股しないこととします。 | | ① 労働金庫及び労働金庫連合会は、法第 | 貴見のとおりと考えます。 |
| ているが、当該「履行保証金保全契約」を締結する業務は、労金法第58条第2項第7号及び第58条の2第1項第5号の「債務の保証」に該当すると解してよいか。 ② もし、差し支えない場合には、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる債務の保証は、労金則第42条第1項各号及び第43条第1項各号に限定列挙されているため、労働金庫及び労働金庫連合会が代理業務を行っている資金移動業者との間の「履行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 平成 14年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」を「、第51条第1項第1号及び開全等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 平成 14年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」に修正します。 51条第1項第1号及び第2号」に対めるべきではないか。 平成 14年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第58条の5第1項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよい、か 労金則第45条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融行「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融行「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融行「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第1号の2に掲げるものを除く。)」を加え | | 44 条に規定する「履行保証金保全契約」を資金 | |
| る業務は、労金法第58条第2項第7号及び第58条の2第1項第5号の「債務の保証」に該当すると解してよいか。 ② もし、差し支えない場合には、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる債務の保証は、労金則第42条第1項各号及び第43条第1項各号に限定列挙されているため、労働金庫及び労働金庫連合会が代理業務を行っている資金移動業者との間の履行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 正に該当する場合、労働金庫及び労働金庫連合会が締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」を「第51条第1項第1号及び第2項第2号」に修正します。 ではないか。 平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第58条の5第1項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 労金則第45条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号の第3条第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子報行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に対しては対しまする「対しない」を対しまする「対しない」を対しない。 「第51条列を対しない」を対しまする「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しないるのでは、対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない」を対しない。「対しない)を対しない。「対しない」を対しない。「対しないの、対しない。「対しないの、対しないのは、対し | | 移動業者との間で締結することができると理解し | |
| 条の2第1項第5号の「債務の保証」に該当すると解してよいか。 ② もし、差し支えない場合には、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる債務の保証は、労金則第42条第1項各号及び第43条第1項各号に限定列挙されているため、労働金庫及び労働金庫連合会が代理業務を行っている資金移動業者との間の「履行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」を締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 可文 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」を「本びに第51条第1項第1号及び第2項第2号」に修正します。 180 51条第1項第1号及び第2項第2号」に改めるべきではないか。 「成14 年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第58条の5第1項第1号及び第2項第2号」に修正します。 まではないか。 「表別行の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融 庁・厚生労働省告示第4号第3条中「労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行フは労働金庫連合会、銀行フは労働金庫連合会、銀行フは労働金庫連合会、銀行フは労働金庫連合会、銀行フは労働金庫連合会、銀行フは労働金庫連合会、銀行フは労働金庫連合会、銀行フは労働金庫連合会、銀行フは労働金庫連合会の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「対しないのないのでは、対しないの | | ているが、当該「履行保証金保全契約」を締結す | |
| 2 もし、差し支えない場合には、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる債務の保証は、労金則第 42 条第1項各号及び第 43 条第1項各号に限定列挙されているため、労働金庫及び労働金庫連合会が代理業務を行っている資金移動業者との間の「履行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」を締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 180 | | る業務は、労金法第58条第2項第7号及び第58 | |
| ② もし、差し支えない場合には、労働金庫及 び労働金庫連合会が行うことができる債務の保 証は、労金則第 42 条第1項各号及び第 43 条第 1項各号に限定列挙されているため、労働金庫 及び労働金庫連合会が代理業務を行っている資 金移動業者との間の「履行保証金保全契約」の 締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第 15 条に規定する「発行保証金保全契約」を締結する業務についても、「債務の保証」に該当する場合、労働金庫及び労働金庫連合会が締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第 51 条第1項第2号」を「並びに第51条第1項第1号及び第2項第2号」に修正します。 ではないか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第 58 条の5第1項第1号及び第2項第2号」に修正します。 まではないか。 ではないか。 中成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第 58 条の5第1項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 労金則第 45 条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成 14 年金融行・労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第1号の2に掲げるもの」に修正し、同告示第3条の2を新設しないこととします。 | | 条の2第1項第5号の「債務の保証」に該当する | |
| び労働金庫連合会が行うことができる債務の保証は、労金則第 42 条第1項各号及び第 43 条第1項各号に限定列挙されているため、労働金庫及び労働金庫連合会が代理業務を行っている資金移動業者との間の「履行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第 15 条に規定する「発行保証金保全契約」の締結する業務についても、「債務の保証」に該当する場合、労働金庫連合会が締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第 51 条第1項第2号」を「並びに第51条第1項第1号及び第2項第2号」に改めるべきではないか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第 58 条の5第1項第1号及び第2項第2号」に修正します。 ま181 項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 労金則第 45 条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成14 年金融行」を「労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行又は労働金庫連合会、銀行子に関定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第2日、「成計を対しないこととします。 | | と解してよいか。 | |
| 証は、労金則第 42 条第1項各号及び第 43 条第 1項各号に限定列挙されているため、労働金庫 及び労働金庫連合会が代理業務を行っている資金移動業者との間の「履行保証金保全契約」の 締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」の 締結に限られると解してよいか。 ① また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」の 締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第 51 条第1項第2号」を「流第1項第1号及び第2号」を「並びに第51条第1項第1号及び第2項第2号」に改めるべきではないか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第 58 条の5第1項第1号のと指列ではなく、いわゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 労金則第45条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成 14 年金融 会、銀行又は労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会」を、銀行又は労働金庫連合会」を新設しないこととします。 「規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第1号の2に掲げるもの)に修正し、同告示第3条の5第1項第1号の2に掲げるものを除く。)」を加え | | ② もし、差し支えない場合には、労働金庫及 | |
| 179 1項各号に限定列挙されているため、労働金庫及び労働金庫連合会が代理業務を行っている資金移動業者との間の「履行保証金保全契約」の締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」の締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」を「集第1項第1号及び第2項第2号」に改めるべきではないか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第58条の5第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融会会、銀行又は労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会」とが含まれることとなったため、平成14年金融会会、銀行又は労働金庫連合会」と「規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定を対しているととします。」 「関係を紹介」を対している。「特別を対している。「特別を紹介」を対しているととします。 「対しているのでは、対しているのでは、対しているのでは、対しているととします。」 「対しているのでは、対しているのではないるのではなりではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるの | | び労働金庫連合会が行うことができる債務の保 | |
| 1項各号に限定列挙されているため、労働金庫 及び労働金庫連合会が代理業務を行っている資金移動業者との間の「履行保証金保全契約」の 締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」を締結する業務についても、「債務の保証」に該当する場合、労働金庫及び労働金庫連合会が締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」を「並びに第51条第1項第1号及び第2項第2号」に必めるべきではないか。 平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第58条の5第1項第1号に掲げる銀行(銀行)般ではなく、いわゆる信託書送銀行に限られる)と解してよいか。 労金則第45条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融下・厚生労働省告示第4号第3条中「労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会人銀行又は労働金庫法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の58年) 「一下厚生労働省告示第4号の第3条第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の58年) 「「大原生労働省告示第4号の第3条第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第1号の2に掲げるもの」に修正し、同告示第3条の5第1項第1号の2に掲げるものを除く。)」を加え | | 証は、労金則第 42 条第1項各号及び第 43 条第 | |
| 金移動業者との間の「履行保証金保全契約」の 締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保 全契約」を締結する業務についても、「債務の保 証」に該当する場合、労働金庫及び労働金庫連 合会が締結することができるのは、会員労働組 合等が前払式支払手段発行者となっている場合 に限られると解してよいか。 平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号の 前文中「及び第51条第1項第2号」を「並びに第51条第1項第1号及び同条第2項第2号」に修正します。 きではないか。 平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第58条の5第1 項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 労金則第45条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融 社が含まれることとなったため、平成14年金融 庁・厚生労働省告示第4号の第3条第1項第2号 に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号 に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の58年) 2を新設しないこととします。 | 179 | 1項各号に限定列挙されているため、労働金庫 | |
| 締結に限られると解してよいか。 ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」を締結する業務についても、「債務の保証」に該当する場合、労働金庫及び労働金庫連合会が締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」を「並びに第51条第1項第1号及び第2項第2号」に必めるべきではないか。 平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第58条の5第1項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 第金則第45条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融庁・厚生労働省告示第4号の第3条第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「法第58条の5第1項第2号に掲げるものを除く。)」を加えては、第45年によりには、45年によりには、45 | | 及び労働金庫連合会が代理業務を行っている資 | |
| ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保全契約」を締結する業務についても、「債務の保証」に該当する場合、労働金庫及び労働金庫連合会が締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」を「、第51条第1項第1号及び第2項第2号」に改めるべきではないか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第58条の5第1項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 労金則第45条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成 14年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条中「労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会大は銀行」を「対象」を「対象」を「対象」を「対象」を「対象」を「対象」を「対象」を「対象 | | 金移動業者との間の「履行保証金保全契約」の | |
| 全契約」を締結する業務についても、「債務の保証」に該当する場合、労働金庫及び労働金庫連合会が締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第 51 条第1項第2号」を「並びに第51条第1項第1号及び第2項第2号」に改めるべきではないか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第 58 条の5第1項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 労金則第45条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成 14 年金融合会又は銀行」を「労働金庫連合会工は銀行」を「対しては、「対し、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対し、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、「対しては、対しては、「対しては、「対しては、対しては、対しては、「対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、 | | 締結に限られると解してよいか。 | |
| 証」に該当する場合、労働金庫及び労働金庫連合会が締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第51条第1項第2号」を「大第51条第1項第1号及び同条第2項第2号」に改めるべきではないか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第58条の5第1項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 労金則第45条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成14年金融合会、銀行又は労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会」に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第58条の5第1項第1号の2に掲げるものを除く。)」を加え | | ③ また、法第15条に規定する「発行保証金保 | |
| 合会が締結することができるのは、会員労働組合等が前払式支払手段発行者となっている場合に限られると解してよいか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の前文中「及び第 51 条第1項第2号」を「並びに第51 条第1項第1号及び第2項第2号」に改めるべきではないか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号第3条に規定する「銀行」は、労金法第 58 条の5第1項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 労金則第 45 条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成 14 年金融合会、銀行又は銀行」を「労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会」とは銀行」を「労働金庫連合会」とは銀行」を「労働金庫連合会」を、銀行又は労働金庫法第 58 条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第1号の2に掲げるものを除く。)」を加えては、「は、12 を 12 を 13 を 13 を 14 を 14 を 14 を 14 を 14 を 14 | | 全契約」を締結する業務についても、「債務の保 | |
| 合等が前払式支払手段発行者となっている場合 に限られると解してよいか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の 前文中「及び第 51 条第1項第2号」を「並びに第 51 条第1項第1号及び第2項第2号」に改めるべ きではないか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号第3 条に規定する「銀行」は、労金法第 58 条の5第1 項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわ ゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 労金則第45条第1項第1号の改正により、「特 定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会 社が含まれることとなったため、平成 14 年金融 庁・厚生労働省告示第4号の第3条第1項第2号 に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の 5第1項第1号の2に掲げるものを除く。)」を加え | | 証」に該当する場合、労働金庫及び労働金庫連 | |
| に限られると解してよいか。 | | 合会が締結することができるのは、会員労働組 | |
| 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の 前文中「及び第 51 条第1項第2号」を「並びに第 51 条第1項第1号及び第2項第2号」に改めるべきではないか。 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号第3 条に規定する「銀行」は、労金法第 58 条の5第1項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 労金則第45条第1項第1号の改正により、「特定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会社が含まれることとなったため、平成 14 年金融会社が含まれることとなったため、平成 14 年金融会議の表現は銀行」を「労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合会工は銀行」を「労働金庫連合会工は銀行」を「労働金庫連合会工は銀行」を「労働金庫連合会工は銀行」を「労働金庫連合会工は銀行」を「労働金庫連合会工は銀行」を「労働金庫連合会工は銀行」を「労働金庫連合会工は銀行」を「労働金庫連合会工は銀行」を「労働金庫連合会工は銀行」を「労働金庫連合会工は銀行」を「労働金庫連合会工は銀行」を「労働金庫連合会工は銀行」を「労働金庫連合会工は対力」を「労働金庫連合会工は対力」を「対してよど、銀行工は労働金庫法第 58 条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第2号に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の5第1項第2号)を対していてととします。 | | 合等が前払式支払手段発行者となっている場合 | |
| 前文中「及び第 51 条第1項第2号」を「並びに第 51 条第1項第1号及び第2項第2号」に改めるべきではないか。 | | に限られると解してよいか。 | |
| 180 51 条第1項第1号及び第2項第2号」に改めるべきではないか。 | | 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号の | ご指摘を踏まえ、「及び第51条第1項第2号」を |
| 51 条第1項第1号及び第2項第2号」に改めるべきではないか。 | | 前文中「及び第 51 条第1項第2号」を「並びに第 | 「、第 51 条第1項第1号及び同条第2項第2号」 |
| 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号第3 条に規定する「銀行」は、労金法第 58 条の5第1 項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわ ゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 労金則第45条第1項第1号の改正により、「特 定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会 社が含まれることとなったため、平成 14 年金融 庁・厚生労働省告示第4号の第3条第1項第2号 に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の 5第1項第1号の2に掲げるものを除く。)」を加え | 180 | 51 条第1項第1号及び第2項第2号」に改めるべ | に修正します。 |
| ### 25 181 | | きではないか。 | |
| 項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわ ゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 | | 平成 14 年金融庁・厚生労働省告示第4号第3 | 貴見のとおりと考えます。 |
| 項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわ ゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 | | 条に規定する「銀行」は、労金法第 58 条の5第1 | |
| 労金則第45条第1項第1号の改正により、「特 定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会 社が含まれることとなったため、平成 14 年金融 庁・厚生労働省告示第4号の第3条第1項第2号 に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の 5第1項第1号の2に掲げるものを除く。)」を加え | 181 | 項第1号に掲げる銀行(銀行一般ではなく、いわ | |
| 定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会 社が含まれることとなったため、平成 14 年金融 庁・厚生労働省告示第4号の第3条第1項第2号 に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の 5第1項第1号の2に掲げるものを除く。)」を加え | | ゆる信託兼営銀行に限られる)と解してよいか。 | |
| 定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会 社が含まれることとなったため、平成 14 年金融 庁・厚生労働省告示第4号の第3条第1項第2号 に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の 5第1項第1号の2に掲げるものを除く。)」を加え | | 労金則第45条第1項第1号の改正により、「特 | |
| 182 | | 定子銀行」の定義に、いわゆる資金移動専門会 | 中「労働金庫連合会又は銀行」を「労働金庫連合 |
| に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の 2を新設しないこととします。 5第1項第1号の2に掲げるものを除く。)」を加え | | 社が含まれることとなったため、平成 14 年金融 | 会、銀行又は労働金庫法第 58 条の5第1項第2 |
| 5第1項第1号の2に掲げるものを除く。)」を加え | 182 | 庁・厚生労働省告示第4号の第3条第1項第2号 | 号の2に掲げるもの」に修正し、同告示第3条の |
| | | に規定する「特定子銀行」の下に「(法第 58 条の | |
| る必要があるのではないか。 | | 5第1項第1号の2に掲げるものを除く。)」を加え | |
| | | る必要があるのではないか。 | |

| 6. 特 | 6. 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 | | |
|------|--------------------------|-----------------------|--|
| No. | コメントの概要 | 金融庁の考え方 | |
| | 発行保証金信託及び履行保証金信託につい | ご指摘を踏まえ、法に規定する発行保証金信 | |
| | ては、資産保全を目的とする顧客分別金信託や | 託契約及び履行保証金信託契約に係る信託の | |
| 183 | 加入者保護信託等と同様に、金商法第2章の規 | 受益権については、金商法第2章の規定が適用 | |
| | 定(開示規制)の適用対象外となるよう法令等に | されない信託の受益権として規定します。 | |
| | 規定してほしい。 | | |